

[経済産業省委託事業]

模倣ベアリングを中心とした中国税関差止
案件の民事訴訟に関する調査

2015年2月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

目次

一．総論	1
1．はじめに	1
2．調査背景、目的	1
3．調査仕様	3
二．税関差止案件に関する民事訴訟判例	4
1．はじめに	4
2．現状	7
3．具体的参考事例	10
(1) 権利者企業が原告となって損害賠償請求訴訟を提起し認容された事例	10
(2) 権利者企業が被差止業者より訴えられて被告となった事例	12
(3) 権利者企業が税関・被差止業者間の訴訟に訴訟参加した事例	14
(4) 権利者企業が訴訟提起するも敗訴した事例	16
三．ベアリング WG における具体例の分析	19
1．分析対象	19
(1) ベアリング WG からの事例収集	19
(2) 収集事例一覧	23
2．分析すべきポイント	34
(1) 必要証拠の確認	34
(2) 工商登録情報の確認	35
(3) 時効の確認	35
(4) 勝訴見込みの検討	35
(5) 回収可能性の検討	36
四．実態調査	37
1．総論	37
2．適正調査	37
(1) 必要証拠の確認	37
(2) 工商登録情報の確認	38
(3) 時効の確認	40
(4) 適正調査結果一覧	41
3．詳細調査	48
(1) 勝訴見込みの検討	49
(2) 回収可能性の検討	50
4．訴訟提起対象の選定	60
■台州●●有限公司	60

1. サマリー	61
・ 1.1 会社基本情報.....	61
・ 1.2 業績推移	62
2. 工商登録情報	62
・ 2.1 登録情報	62
・ 2.2 登録情報の変更.....	63
・ 2.3 株主情報	64
3. 財務情報	64
・ 3.1 貸借対照表	64
・ 3.2 損益計算書	67
・ 3.3 財務指標	67
4. その他	68
5. 調査結果総括	69
■ 宁波●●进出口有限公司.....	70
1. サマリー	70
・ 1.1 会社基本情報.....	70
・ 1.2 業績推移	71
2. 工商登録情報	72
・ 2.1 登録情報	72
・ 2.2 登録情報の変更.....	73
・ 2.3 株主情報	74
3. 財務情報	74
・ 3.1 貸借対照表	74
・ 3.2 損益計算書	76
・ 3.3 財務指標	77
4. その他	78
5. 調査結果総括	78
■ 邢台市●●贸易有限公司.....	80
1. サマリー	80
・ 1.1 会社基本情報.....	80
・ 1.2 業績推移	81
2. 工商登録情報	82
・ 2.1 登録情報	82
・ 2.2 登録情報の変更.....	83
・ 2.3 株主情報	83
3. 財務情報	83

• 3.1 貸借対照表	83
• 3.2 損益計算書	85
• 3.3 財務指標	86
4. その他	87
5. 調査結果総括	87
五. 税関差止～訴訟までの流れ、留意点.....	87
1. 差止～訴訟までの流れ.....	88
2. 留意点	92
(1) 日中間の相違.....	92
(2) 管轄	92
(3) 賠償金	93
(4) OEM 問題.....	93
(5) 必要書類.....	93
(6) 商標法改正の影響.....	94
六. 調査結果総括	96

一．総論

1．はじめに

近年、中国製の模倣品が世界中に流通し、日本企業のグローバルレベルでの模倣被害が拡大している。模倣被害の形態としては、中国で製造された模倣品が海外に流通するシンプルな形態が多いが、インターネット経由での模倣品販売が増加しつつあり、また、最近、中国国内での中国当局による摘発強化に伴い、海外に製造工程の一部を移す業者（「国際分業」）も増加してきている。もっとも、中国が模倣品の「製造地」となっているケースがまだまだ圧倒的に多く、また、中国で製造された模倣品で国内消費されているのは、件数ベースではわずか30%弱に過ぎず、残り約70%は海外に輸出されている。そのため、中国税関における知的財産権保護が重要な課題となってくるのが分かるほか、流出してしまった先の各国での対応も、重要な課題となってくる。

2．調査背景、目的

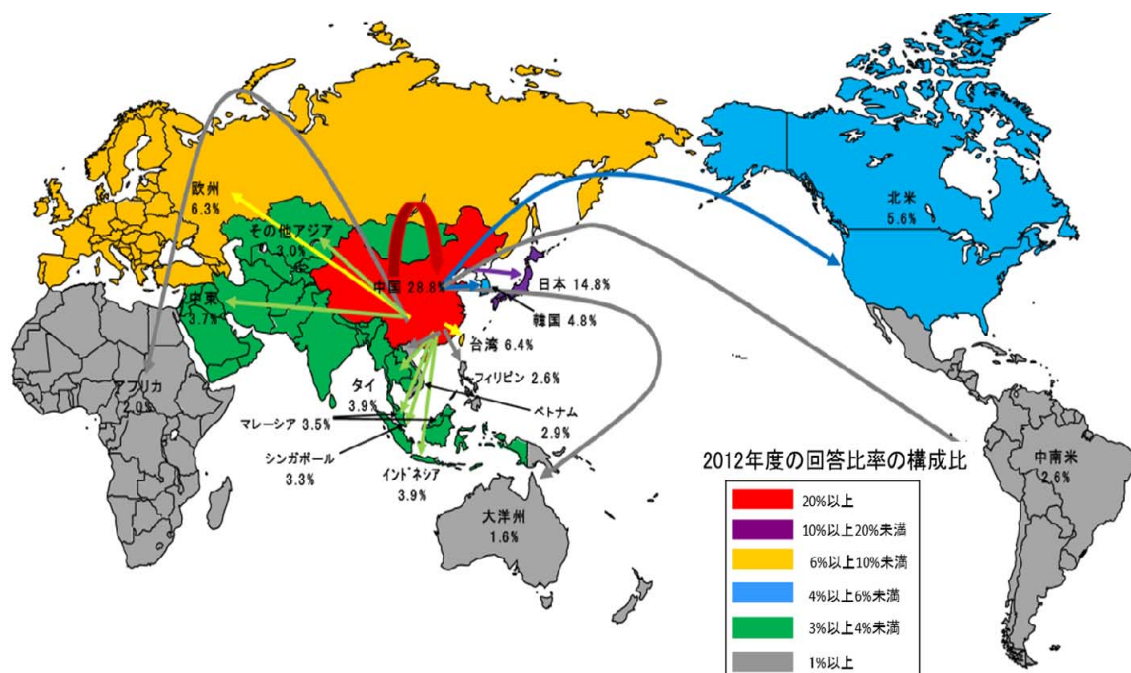
中国税関での模倣品の差止件数は少なくないが、最終的に製造業者を摘発できないケースも多く、再犯行為や特に近年では比較的監視の緩い、辺境の税関を経由して模倣品を輸出する手口が見られる。

模倣ベアリングは税関での差止件数が他製品と比べ多い方であるが、仕向地は世界50ヵ国ほどに広がっている。このような状況に対して、ベアリング業界では、製造元の対策への一歩として、2012年度の中国IPGベアリングWGの活動において、中国国内でのベアリングの模倣品製造、輸出業者の実態調査を実施した。調査の結果、製造業者と輸出業者の実態が判明したが、模倣品輸出に重要な機能を果たす輸出業者の多くが、在庫を持たないため、これを摘発することが困難であることが判明した。

これに対する対抗策としては、在庫数量に左右されない民事救済手段が有効だと考えるが、実務上では税関差止の際に発生する書類は多く、また日本企業の多くは民事救済手段の活用には消極的であり、また経験も少ないことから、関係部門との各種手続にも不慣れであるのが現状である。

上記の問題意識のもと、本調査を通じ、実際の税関差止案件について、民事救済手段の活用が再犯防止等に対して効果的かどうかを検証し、その実態を把握して、ベアリング業界、またその他の業界の今後の中国における模倣対策活動の一助となることを目指す。

【中国から世界に拡散する模倣被害】



特許庁「2013 年度模倣被害調査報告書」より引用

中国からの模倣品流出をく止める方法として代表的な対応は、税関における差止めであるが、税関において開梱される貨物のごく一部であり、模倣品の多くは中国外に流出してしまっている。このような流出を可能な限り阻止するためには、かかる税関差止を中心として、模倣品輸出業者に対し抑止力を与えることが必要かつ重要となる。具体的には、「模倣品を輸出すると税関より差し止められ処罰を受けたり、権利者企業から損害賠償を受けたりするほか、自分の業者名称がブラックリストとして税関に登録されており、検査が厳しくなってしまう他、納品先の海外で摘発・押収等されて納品先にも損害賠償義務を負ったり、取引を打ち切られたりする」といった模倣品輸出にかかるコストを上げ、これを模倣業者に感じさせることで、「模倣品を輸出しても割に合わない」と思わせることが重要である。

そのため、本調査では、前述のように、模倣業者にとって模倣品輸出のコストを高める方策の1つである、税関差止後の損害賠償請求訴訟・交渉を主たるテーマとして、広く税関差止に関し、関連する判例の状況、訴訟提起までの流れ、訴訟提起後の流れ、万一被差止業者から異議が出された場合の応訴時の留意点等について、できる限り具体的に紹介できるよう権利者企業が実際に遭った模倣品輸出実例を紹介しながら解説する。

3. 調査仕様

具体的には、以下の調査仕様にそって、調査、分析を実施し、結果を取りまとめて報告する。

- (1) 税関差止案件に関する民事訴訟判例の収集、解析（失敗例を含む）
- (2) 日系ベアリング企業より抽出した税関差止、民事訴訟、和解案件等の分析
- (3) 上記案件から確定した民事訴訟対象の実態調査
- (4) 上記民事訴訟に関する事項の纏め及び実際行う際の留意点
- (5) 差止された企業から行政訴訟を起こされた場合の権利者の対応留意点

なお、本調査は IP フォワードに委託し実施した。日系企業の中国における知財保護対策の一助になれば幸いです。

2015 年 2 月
日本貿易振興機構上海事務所
知識産権部

二．税関差止案件に関する民事訴訟判例

1．はじめに

税関差止に関連して権利者企業が訴訟を提起する、あるいは、訴訟に巻き込まれる例としては、以下が挙げられる。

- ① 権利者企業が原告となって提訴するパターン
- ② 権利者企業が税関・模倣業者間の訴訟に訴訟参加するパターン
- ③ 権利者企業が模倣業者より訴えられて被告になるパターン

これは、それぞれ以下のフロー中の①②③の場面で起きうるものであるが、パターンごとに目的、準備事項、留意点等が異なる。

①については、権利者企業に訴訟提起の決定権があり、訴訟の有効性を吟味した上、必要な証拠を収集し、提訴すればよいということになる。有効性を吟味するための方法や必要証拠の収集方法等は後述のとおりである。

②については、税関・模倣業者間の行政訴訟（税関の差止処分について模倣業者が異議を出した場合に、税関が模倣業者への処分を下すための行政訴訟）であって、権利者企業は直接の当事者ではなく、参加するか否かも権利者企業が決定してよいものであるが、税関から強く参加を希望される場合があり、これを断ってしまうと、その後協力的な関係を築くことが難しくなるおそれがあり（その場合、税関差止件数が減ってしまうおそれもある）、事実上、参加せざるを得ないという場合も多い。実際、模倣業者から税関に出される異議の多くは「輸出した製品は模倣品ではなく真正品である」といった反論であるが、真贋鑑定ポイントを知らない、極端に言えば知りようがない税関が、この反論に正しく対応することは無理であり、真贋鑑定ポイントを把握する権利者企業の協力なくして税関も訴訟が遂行できないのが実態である。

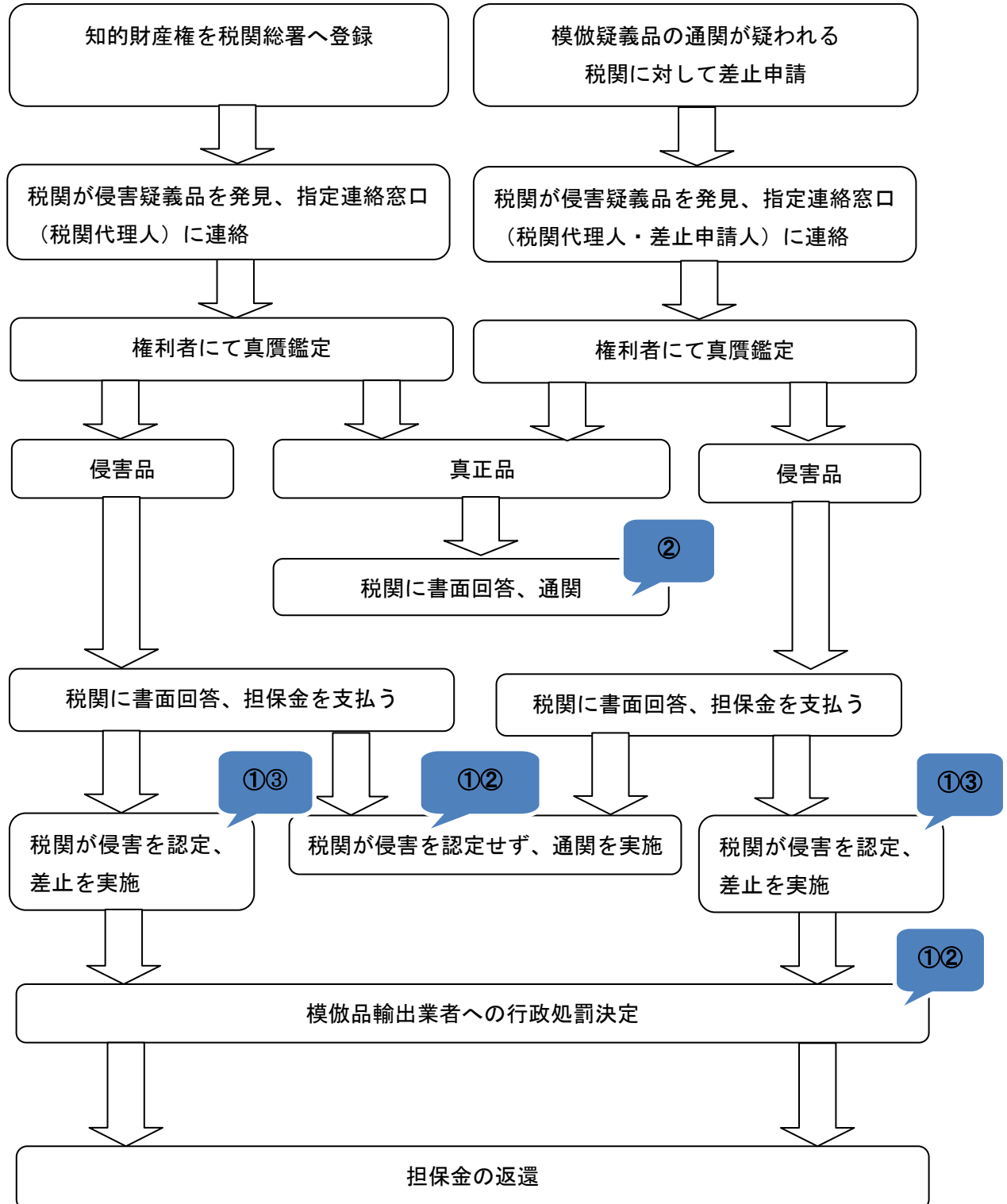
この点について、理論上は権利者企業が参加するか否かは、権利者企業の自由意思であることをもって、税関代理人によっては、訴訟参加は必須でないと助言するケースもあるようだが、前述のとおり、権利者企業が参加しないとなった場合には、税関としては訴訟を遂行しようがなく、敗訴するリスクが高まる（当然、差止処分もなされず模倣品もリリースされてしまう）ため、実質的には、税関の希望に応じて訴訟参加すべきと考えられる。

③については、不当な税関差止を要請したとして、模倣業者が権利者企業を直接訴えると

いうパターンであるが、後述のとおり、この類型の判例も確認されておらず、確かに理論上は考えられるものの、実際に、このようなケースはほとんどないものと思われ、真正品とわかっていながら殊更に模倣品であると主張して差止申請を実施し、その後もその主張を維持したなど、特段の事情がない限り、税関差止について、権利者企業が直接模倣業者に責任を問われる可能性は低いと考えられる。

【税関差止フロー】

※実際の税関差止めフローにおいて、上記訴パターンが発生し得る場面は、主に以下が想定される。



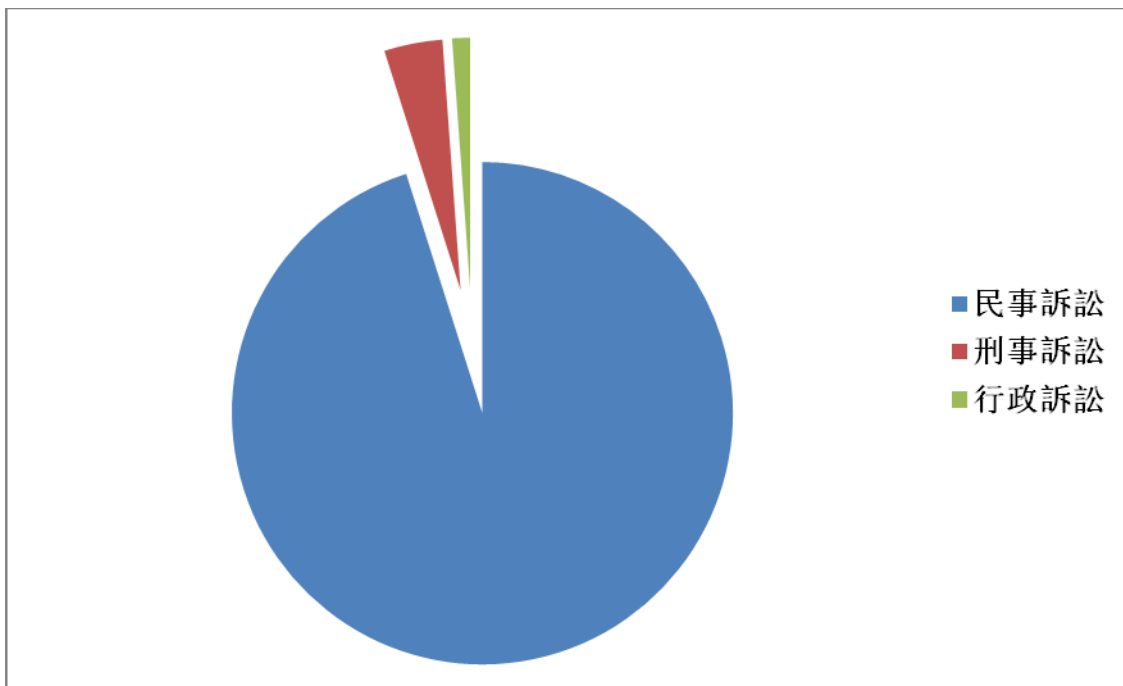
2. 現状

実際に、上記のようなパターンについて、どのような裁判例があるか「北大法宝」(<http://vip.chinalawinfo.com/>)¹を対象として判例を検索、分析する。

まず、税関差止に関連した判例がどのくらい存在するのかについて、類型別に訴訟件数をまとめると図1のとおりであり、刑事訴訟、行政訴訟に比して民事訴訟が圧倒的に多く、著作権、特許権に比して商標権が係争対象となっている例が多い。

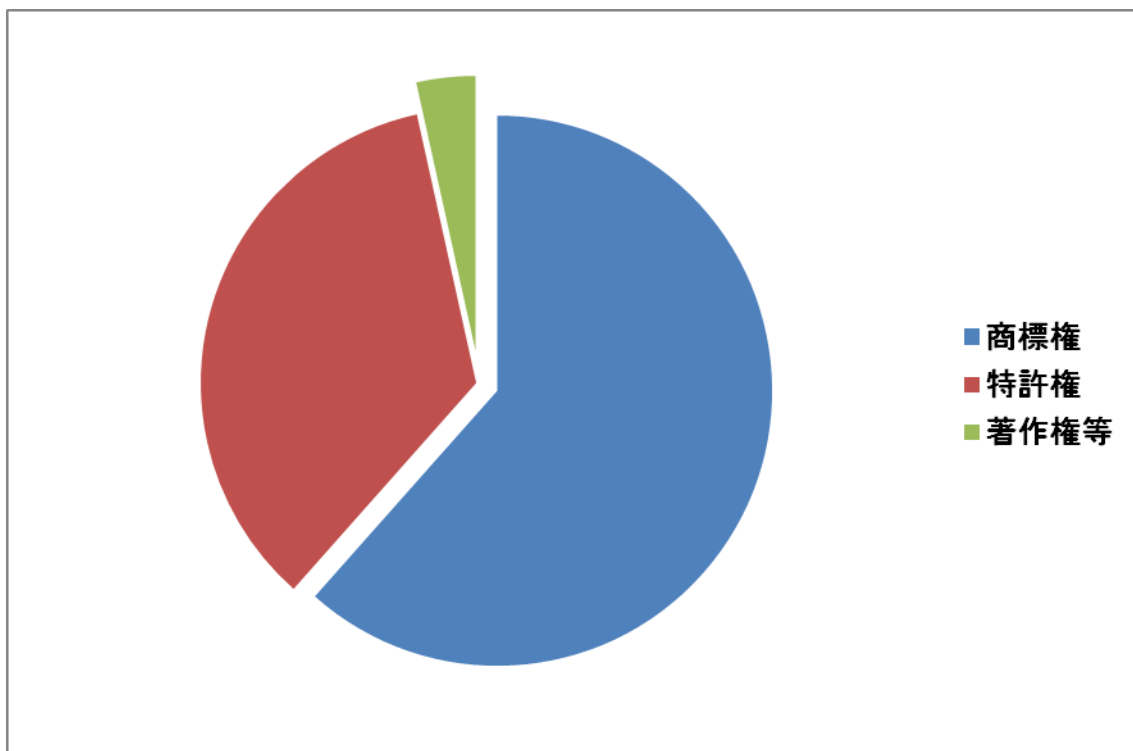
【図1 類型別訴訟件数】

案件類型（訴訟形式）	件数
民事訴訟	329
刑事訴訟	13
行政訴訟	4



¹ 中国において多く活用されている判例データベースの1つ。

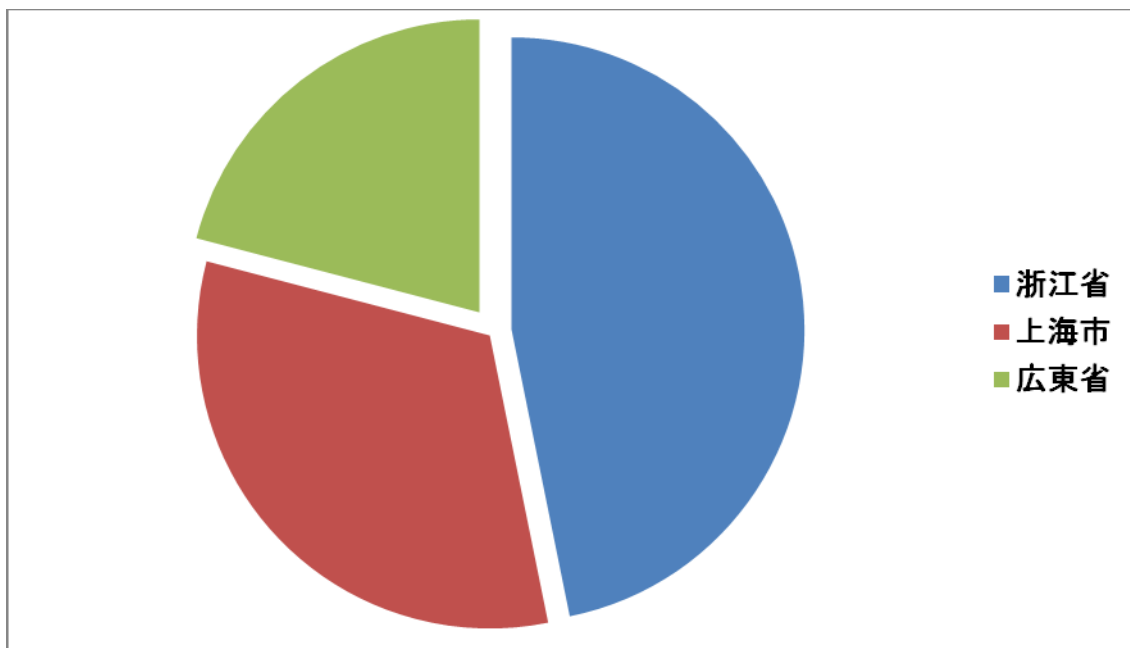
案件類型（権利別）	件数
商標権	213
特許権	121
著作権等	12



また、図2のとおり、訴訟件数を裁判所所在地別に見ると、浙江省、上海市、広東省の順となっており、いずれも、相対的に税関差止件数の多い税関の所在地であるものの、浙江省が特に多い点が特徴である。

【図2 地域別訴訟件数】

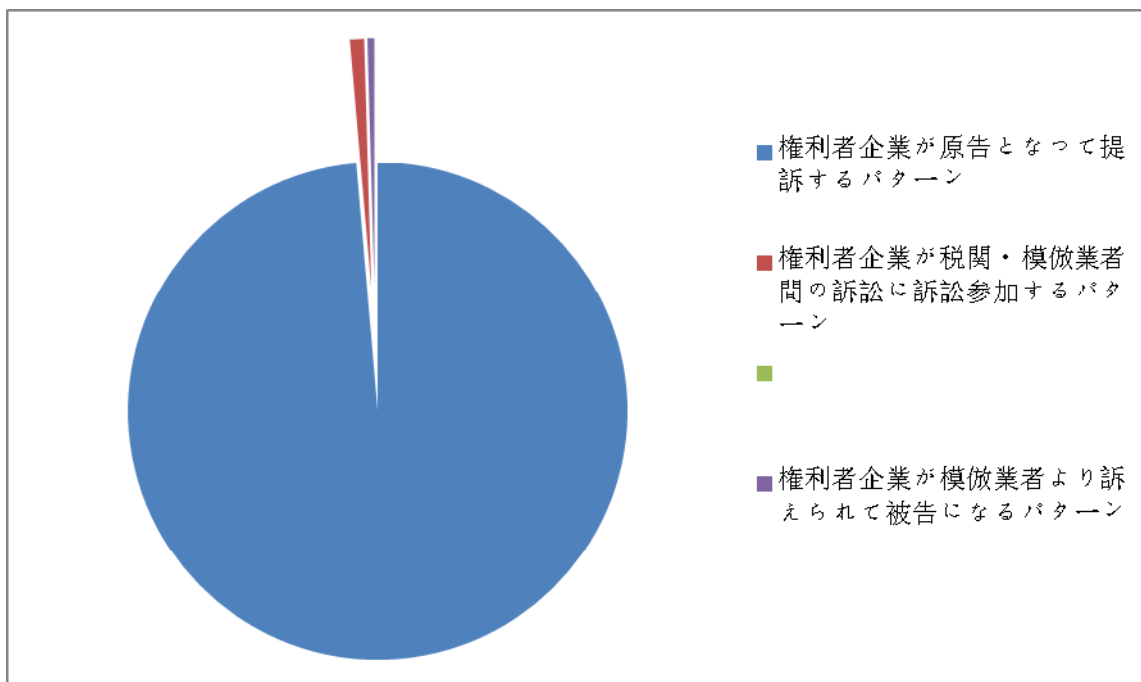
裁判所所在地	件数
浙江省	132
上海市	91
広東省	59



また、パターン別に見ると、圧倒的に多いのが権利者企業が原告となって提訴するパターンでありこれがほとんどであって、極稀に、権利者企業が税関・模倣業者間の訴訟に訴訟参加するパターン、権利者企業が模倣業者より訴えられて被告になるパターンがある。したがって、基本的に、権利者企業が企図せずして訴訟に巻き込まれるパターンは稀であり、他方、権利者企業が主体的に提起する訴訟は多く見られるということが分かる。

【図3 パターン別訴訟件数】

類型	件数
権利者企業が原告となって提訴するパターン	216
権利者企業が税関・模倣業者間の訴訟に訴訟参加するパターン	2
権利者企業が模倣業者より訴えられて被告になるパターン	1



3. 具体的参考事例

以下は、権利者企業にとって、参考になり得る判例の概要を紹介するものである。

(1) 権利者企業が原告となって損害賠償請求訴訟を提起し認容された事例

前述のとおり、もっとも多いパターンとして、権利者企業が原告となって提訴するパターンが挙げられるが、これについてオーソドックスにこれが端的に認められた判例を以下のとおり紹介する。

基本情報	裁判所／審級	福建省厦门市中级人民法院／一審
	事件番号	(2011)厦民初字第 91 号
	判決日	2011 年 6 月 20 日
当事者等	原告	阿迪达斯有限公司 (ADIDAS AG) (当事者 A)
	被告	厦门鑫达翔商贸有限公司 (当事者 B)
	関係者	厦门税関 (当事者 C)

関係図		
事案概要	A は、B の模倣品の輸出行為に対して税関差止を申請し、その後、中商標権侵害を理由に B に対し損害賠償請求訴訟を提起	
経緯	・ B は C に「adidas」の文字商標、図形商標が付されたスリッパ 1,760 点について通関申告 ・ C は同製品が A の中国登録商標を侵害したとの疑いで通関中止 ・ その後、調査を通じ、C は同製品が A の商標権を侵害したと認定し、権利侵害品を没収し、B に行政処罰を発行 ・ A は商標権侵害の理由で、B に訴訟を提起し、経済的損失の賠償、訴訟費用の負担を請求	
判決概要	主文	・ B は A に対し 50,000 元の損害賠償 ・ B は訴訟費用を負担
	認定に用いられた主な証拠	・ 「adidas」の文字商標、図形商標についての商標登録証書にかかる公証書 ・ 税関差止にかかる行政処罰決定書 ・ 差止製品写真 ・ 全国重点商標保護名簿 ・ 真正品販売価格にかかる公証書

ポイント	・ 模倣品差止訴訟の際に、通常、原告は、①権利を有すること（商標権証書等）、②被告の権利侵害行為、③賠償金に係る証拠（争議商標の知名度や真正品の価格）を立証することが多い。 ・ ①②は必須なものであるが、③はより高い賠償金を得るための証拠になり、必ず必須ではない。 ・ ②については、通常、差止通知書（或いは処罰決定書）、差止製品原物（写真）になるが、同証拠の入手は、直接税関に要請することや裁判所を通じ、税関に調達することが考えられる。
------	---

中国語原文：http://shlx.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118329813&keyword=扣留&EncodingName=&Search_Mode=accurate

（２）権利者企業が被差止業者より訴えられて被告となった事例

権利者企業がなした税関差止行為に対して、被差止業者より訴訟提起がなされ、権利者企業が被告となって対応した裁判例は多くないが、公開されている裁判例が１件確認されたため、これを以下のとおり紹介する。

基本情報	裁判所／審級	上海市浦东新区人民法院／一審
	事件番号	(2014)浦民三(知)初字第94号
	判決日	2014年9月7日
当事者等	原告	扬州金福工贸有限公司（当事者A）
	被告	宝洁(加拿大)商业服务公司（当事者B）
	関係者	TELLA-TECH 社（当事者C） 上海税関

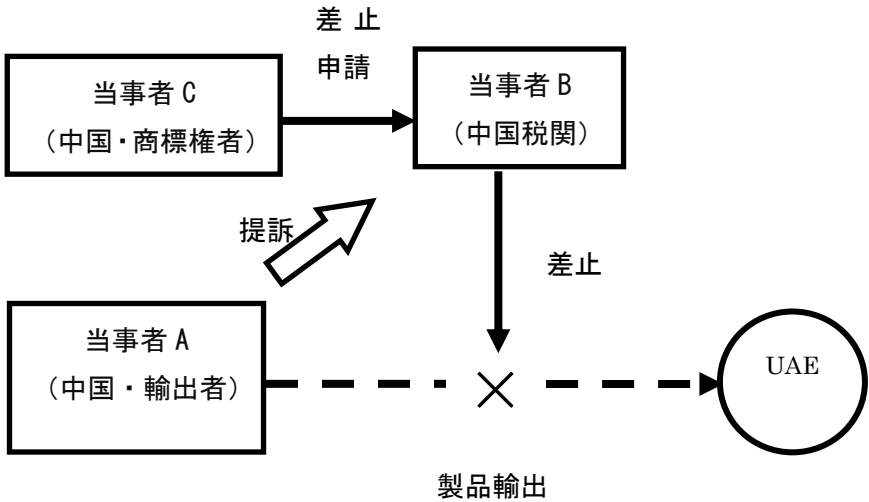
関係図	<pre> graph TD A["当事者 A (中国・製造、輸出者)"] -- "OEM 生産委託" --> C["当事者 C (アメリカ・発注者)"] A -- "上海税関" --> C B["当事者 B (中国・商標権者)"] -- "提訴" --> A B -- "差止申請" --> AC_Link subgraph Customs direction LR A --- AC_Link --- C end style AC_Link fill:#000,color:#fff,stroke:#000 </pre>	
事案概要	A は、B の差止行為に対し、商標権を侵害していないこと、ないし商標権の濫用であることを理由に、B に対し、非侵害確認、及び賠償金の支払いを求めて提訴	
経緯	・ A は C の発注に基づき、「COMPARET00ral-BVITALIZER」の標識を付した歯ブラシを製造 ・ A は上海税関に対し、上記製品について通関申告 ・ 上海税関は、B の「0ral-B」等の商標権を侵害した疑いで上記製品を差止 ・ B は調査を通じ、上記の製品の輸出は確かに C の依頼に基づくものと判断し、C に和解することを提案 ・ 調査結果及び和解案に基づき、B は差止の約 1 ヶ月後、税関に状況を説明し、差止申請を撤回 ・ 税関は差止の撤回に基づき、対象貨物をリリース ・ A は B の商標権を侵害していないこと、ないし B の差止申請は商標権の濫用であることを理由に、B に対して非侵害確認、及び差止製品の保管費、運送費等にかかる賠償金の支払いを求めて提訴	
判決概要	主文	・ 非侵害を確認 ・ 賠償請求は棄却

	認定に用いられた主な証拠	・ 税関差止通知書 ・ 差止撤回申請書、状況説明書 ・ 「Oral-B」等の商標権証書 ・ 差止製品写真、通関申告書、保管費等にかかる発票
ポイント	・ 生産した製品を全て海外に輸出し、中国市場に流出していない場合、中国消費者にとって製品上の商標の使用は誤認混同が生まれないため、本件輸出行為は中国商標法上の商標の使用に該当しないとされ、非侵害である旨認定されている ・ 差止申請者は差止後すぐ OEM 製造の信憑性等を調査し、権利侵害の有無を分析し、状況が判明した後（差止後 1 ヶ月程度）、直ちに C と和解し差止申請を撤回 ・ 申請者は差止後、主体的に調査の上、和解や差止の撤回等をしており、そのため、結果として商標権侵害でないものについての差止申請であるが、違法ではないとされており、このような場合には速やかに対応することの重要性がうかがわれる	

中国語原文：http://ipr.court.gov.cn/sh/sbq/201410/t20141019_3486420.html

（３）権利者企業が税関・被差止業者間の訴訟に訴訟参加した事例

基本情報	裁判所／審級	天津市第二中级人民法院／一審
	事件番号	(2012) 二中行初字第 2 号
	判決日	2012 年 6 月 7 日
当事者等	原告	深圳市诚捷尔贸易有限公司（当事者 A）
	被告	天津海关（当事者 B）
	関係者	耐克国际有限公司（当事者 C）

関係図	 <pre> graph TD C["当事者 C (中国・商標権者)"] -- "差止申請" --> B["当事者 B (中国税関)"] A["当事者 A (中国・輸出者)"] -- "提訴" --> B B -- "差止" --> X((X)) A -.-> X X -.-> UAE((UAE)) subgraph "製品輸出" A -.-> UAE end </pre>
事案概要	A は、B の輸出製品差止決定行為は違法であるを理由に、B に対し差止決定の撤回を訴求
経緯	・ A は B に権利侵害疑義品の UAE への輸出について通関申告 ・ B は同製品について C の税関登録商標を侵害する疑いがあるとの理由で通関中止 ・ C は A の輸出製品が自身の商標権を侵害するものである旨確認し、担保金を納付した上、B に差止を申請 ・ B は C の申請及び提供された担保金に基づき、A の輸出製品を差止し、A に差止の旨を通知 ・ A は以下の理由で、B の差止行為は違法と認定すべき、差止を撤回すべきと訴求 輸出品の通関中止期間は世界貿易機関の発行した「TRIPS 協定」より長く、違法と認定すべき －差止通知の際に、B は A に C の担保金の納付状況を説明せず、担保金が納付されていないと思われ、担保金が納付されていない場合の差止は違法と認定すべき －今回の差止の前に A は B を通じ、差し止めされずに同様な製品を輸出したが、B の対応は一致しておらず違法と認定すべき －製品に使用した商標は既に中東に登録しているほか、本件輸出品に用いた標識は、C の商標と完全に同一ではなく類似もし

	ていないため商標権侵害にならず、そのため、B の差止は違法と認定すべき ※上記の主張について、B は以下の通り反論 －B は A に担保金の納付状況を通知する義務はない －前回の通関申告者は A ではないため本件と関係がない －B は法律に基づき、C の申請を元に、担保金が納付された前提で、疑いがある製品を差止めものであり何ら違法はない ・ C は第三者として本件訴訟に参加し、輸出製品についての商標権侵害の根拠等を説明	
判決概要	主文	差止処分を維持
	認定に用いられた主な証拠	税関差止通知書等
ポイント	・ 税関は差止行為で輸出業者に訴えられた場合、権利者は第三者として訴訟に参加でき、意見を陳述できる。 ・ なお、このような場合、権利者の参加は義務ではないが、可能な限り、権利者は第三者として訴訟に参加し、税関に協力した方がよい。税関には真贋鑑定ポイントの詳細等について十分な知見があるわけではなく、この点について権利者企業の協力が不可欠であるほか、参加しないとすると、その後、同種弊害をおそれて、税関が当該権利者企業の模倣品の差止に消極的になるおそれがあるからである。	

中国語原文：http://shlx.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118892015&keyword=扣留&EncodingName=&Search_Mode=accurate

（４）権利者企業が訴訟提起するも敗訴した事例

権利者企業により税関に対し差止申請がなされるも、税関の判断により被侵害であるとされ差止が認められなかった事案において、これを不服とした権利者企業が輸出業者に対し直接権利侵害行為や損害賠償を求めて提訴した事例について、最終的に中国における権利者企業が敗訴しており、そのため、かかる裁判例は、輸出業者に対し訴訟提起をするにあたって注意すべき点を示唆するものとして、これを以下のとおり紹介する。

	申請 ・ 税関は侵害に該当せず差止をしない旨を決定 ・ AはBに対し、損害賠償等を求めて訴訟提起 ・ Dは、本件輸出が日本の「CROCODILE」商標権に由来するものであること、CはBに「CROCODILE」服装の製造、輸出を授権していること、CはDの意向に基づきBに転注したこと、Bが製品に使用するラベルはCより受領したものであること、全製品はCを通じ最終的にDに輸出される予定である旨の声明書を発行	
判決概要	主文	請求棄却
	認定に用いられた主な証拠	・ Aの中国における商標権証書 ・ Dの日本における商標権証書 ・ 税関差止通知書 ・ 差止製品写真 ・ 「CROCODILE」商標に関わる使用授権書 ・ 声明書
ポイント	本件において、裁判所より、対象製品の輸出行為が非侵害であると認定されたポイントは以下の点かと考えられ、損害賠償請求訴訟提起の是非を検討する際は、これらの点にも留意する必要がある。 －輸出業者の生産した製品が全て海外に輸出されており、中国市場において流出しておらず、そのため、中国内の消費者への誤認混同がない点 －輸出業者は製品の最終輸出先の商標権者より授権を受けており、かつこのプロセス等を確認した上で本件輸出行為をなしており、事前に合理的な注意が払われており悪意性はない点	

中国語原文：http://ipr.court.gov.cn/sd/sbq/201307/t20130724_155135.html

三. ベアリング WG における具体例の分析

1. 分析対象

(1) ベアリング WG からの事例収集

WG メンバーより、2012 年 1 月 1 日～2014 年 8 月末にて発生した税関差止事例に関する情報を収集する。具体的には税関差止めフローの中で、税関より得られる主な書類にあたる「知的財産権侵害状況通知書」、「処理結果通知書」、「行政処罰決定書」、もしくは、これら書面にかかる情報を分析対象とする。具体的には、合計 106 件の事例を対象とした。なお、上記各書面の詳細は以下のとおりである。

■知的財産権侵害状況通知書

税関が知的財産権の侵害が疑われる物品を発見した場合、この通関を一時的に中止し、権利者に、真贋鑑定、差止申請の是非を確認するため、通知する書面（中華人民共和国知識財産権海関保護条例 16 条）。

确认证知识产权侵权状况通知书

株式会社:

上海洋山海关于近日查获 以一般贸易方式申报出口爱沙尼亚的 组件 13500 件, 申报价值 13905 欧元, 商品上标有 涉嫌侵犯你单位在总署备案的知识产权。根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第十六条之规定, 请你司于本通知送达之日起三个工作日之内确认该批货物是否侵权并决定是否请求海关扣留货物。逾期, 海关将放行有关货物。

根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第十六条之规定, 如你司确认该批货物侵权并请求海关扣留货物的, 请于本通知送达之日起三个工作日之内, 向海关提交价值人民币 60000 元的担保。逾期, 海关将放行有关货物。

附: 账户名: 中华人民共和国上海海关

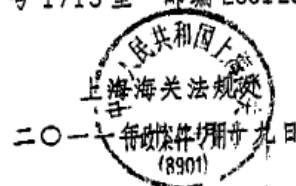
保证金帐号: 31001505400055725673

开户银行: 建行上海第五支行

联系电话: 021-68891726、68891794

联系传真: 021-68891728

联系地址: 上海市陆家嘴西路 153 号 1713 室 邮编 200120



■处理结果通知書

税関が、権利侵害貨物の没収決定をした場合に、権利者に通知する書面（中華人民共和国知識産権海関保護条例実施弁法 30 条）。

处理结果通知书

(一) 货物名称和数量: [REDACTED] 51 箱/11924 套
(二) 收发货人名称: [REDACTED] 有限公司
(三) 申报出口日期: 2011 年 8 月 16 日
(四) 海关扣留日期: 2011 年 10 月 18 日
(五) 海关行政处司生效日期: 2012 年 11 月 19 日
(六) 货物启运地: 上海
(七) 货物指运地: 马来西亚
(八) 其他有关情况:

中华人民共和国上海海关 (签章)

二〇一五年十二月一日



■行政処罰決定書

税関が、権利侵害貨物に関し、没収や罰金等の処罰を科し、処罰対象業者にこれを通知する書面（税関法 91 条、税関行政処罰实施条例 25 条）。

この点、必ずしも権利者への開示される書面ではないが、税関が前述の「処理結果通知書」を交付したり、「処罰決定書」を交付したり、運用が統一されていないのが実務の現状である。

中华人民共和国黄岛海关
行政处罚决定书

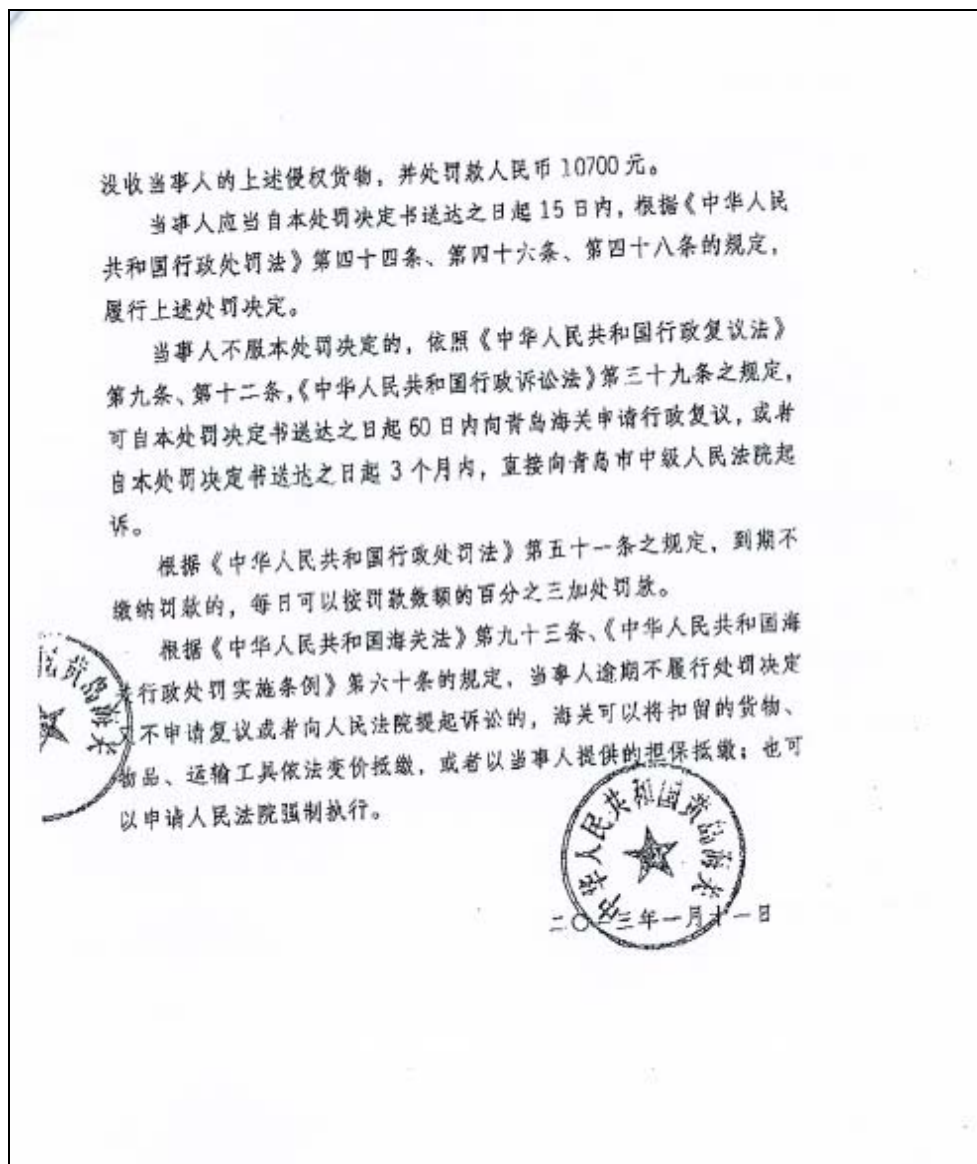
当事人：[redacted] 有限公司
法定代表人姓名：[redacted]
海关编码：[redacted]
住 所：[redacted] 032 室

当事人于 2012 年 [redacted] 以一般贸易方式向海关申报出口到智利的 [redacted] 20600 套，价值 16950.96 美元，报关单号为 [redacted]。经查，实际货物中深沟球轴承的实际数量为 11000 个，另夹藏有 [redacted] 9300 个 [redacted] 300 个，包装袋 20600 个，包装盒 20600 个，包装箱 135 个，株式会社 [redacted] 为上述货物侵犯了其 [redacted] 商标专用权，并于 2012 年 [redacted] 向海关提出了采取知识产权保护措施的申请。

我关经调查，认为当事人出口的上述货物上使用的商标，事先未经商标注册人许可，根据《中华人民共和国商标法》第五十二条第一项规定的规定，上述货物属于侵犯株式会社 [redacted] 商标专用权的货物。当事人的上述行为已经构成了《中华人民共和国海关法》第九十一条所列之违反海关监管规定的行为。

以上有（1）海关查问笔录；（2）海关进出口货物查验作业单；（3）出口货物样品；（4）当事人提供的情况说明等材料为证。

根据《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》第二十五条、《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第二十七条之规定，我关决定



（2）収集事例一覧

収集した 106 件の事例を取りまとめると、以下のとおりである。

通し 番号	所在地	使用 商標	輸出者情報		
			業者名	国	住所
1	上海市	Koyo	福建●●进出口有限公司	中国	-

2	浙江省義烏市	Koyo	兰州●●进出口贸易有限公司	中国	-
3	浙江省寧波市	Koyo	嘉兴●●进出口有限公司	中国	海盐县武原镇
4	上海市	Koyo	厦门市●●进出口有限公司	中国	-
5	上海市	Koyo	厦门●●机械有限公司	中国	-
6	上海市	Koyo	上海●●国际贸易有限公司	中国	-
7	上海市	Koyo	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
8	浙江省金華市	Koyo	新余市●●贸易有限公司	中国	-
9	江蘇省南京市	Koyo	邢台市●●进出口贸易有限公司	中国	-
10	天津市	Koyo	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
11	上海市	Koyo	宁波市●●进出口有限公司	中国	-
12	天津市	Koyo	天津●●国际贸易有限公司	中国	-
13	上海市	Koyo	邢台●●轴承进出口有限公司	中国	-
14	上海市	Koyo	上海●●进出口有限公司	中国	-
15	山東省青島市	Koyo	上海●●汽车配件有限公司	中国	上海市静安区
16	浙江省寧波市	Koyo	●●（宁波）机器制造有限公司	中国	寧波市江北区
17	福建省厦門市	Koyo	福州●●贸易有限公司	中国	-
18	浙江省杭州市	Koyo	恩施市●●商贸有限公司	中国	-
19	福建省厦門市	Koyo	厦门●●进出口有限公司	中国	-
20	浙江省寧波市	Koyo	台州●●有限公司	中国	-

21	山東省青島市	Koyo	青島●●轴承有限公司	中国	-
22	上海市	Koyo	上海●●贸易有限公司	中国	-
23	上海市	Koyo	巴东县●●生态农业有限公司	中国	-
24	広東省広州市	Koyo	青島●●商贸有限公司	中国	-
25	浙江省金華市	Koyo	浦江●●进出口有限公司	中国	-
26	浙江省寧波市	Koyo	宁波●●进出口有限公司	中国	-
27	広東省広州市	Koyo	重庆●●科技有限公司	中国	-
28	広東省広州市	Koyo	南昌市●●投资咨询有限公司	中国	-
29	浙江省杭州市	Koyo	义乌市●●商品采购有限公司	中国	-
30	上海市	NACHI	深圳市●●实业有限公司	中国	-
31	上海市	NACHI	无锡●●轴承五金有限公司	中国	-
32	浙江省寧波市	NACHI	沈阳●●贸易发展有限公司	中国	瀋陽市棋盘山 開發区
33	上海市	NACHI	厦门市●●进出口有限公司	中国	-
34	上海市	NACHI	济南●●轴承商贸有限公司	中国	-
35	上海市	NACHI	襄樊市●●实业有限公司	中国	-
36	雲南省昆明市	NACHI	●●里	ミャン マー	-
37	浙江省義烏市	NTN	成都●●进出口有限公司	中国	-
38	上海市	NTN	厦门市●●进出口有限公司	中国	-
39	上海市	NTN	江苏●●进出口有限公司	中国	-

40	上海市	NTN	苏州●●轴承有限公司	中国	-
41	天津市	NTN	青岛●●国际贸易有限公司 (同業者は差止品を「天津●●有限公司」より購入と自称)	中国	-
42	上海市	NTN	湖南●●进出口有限公司	中国	-
43	上海市	NTN	厦门●●机械有限公司	中国	-
44	山東省青島市	NTN	青岛●●磨具有限公司	中国	-
45	上海市	NTN	湖南●●进出口有限公司	中国	-
46	上海市	NTN	无锡●●国际贸易有限公司	中国	-
47	上海市	NTN	●●机械配件有限公司	中国	-
48	上海市	NTN	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
49	山東省青島市	NTN	惠州市●●贸易有限公司	中国	-
50	天津市	NTN	北京●●科技有限公司	中国	-
51	北京市	NTN	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
52	江蘇省南京市	NTN	南京●●科技有限公司	中国	-
53	山東省青島市	NTN	●●机械有限公司	中国	-
54	上海市	NTN	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
55	上海市	NTN	上海●●贸易有限公司	中国	-
56	天津市	NTN	天津●●国际贸易有限公司	中国	-
57	上海市	NTN	宁波●●进出口有限公司	中国	-
58	天津市	NTN	深圳●●贸易有限公司	中国	-

59	上海市	IKO	青島●●国际贸易有限公司	中国	-
60	上海市	IKO	上海●●工业有限公司	中国	-
61	天津市	IKO	天津●●国际贸易有限公司	中国	-
62	上海市	IKO	上海●●贸易有限公司	中国	-
63	上海市	IKO	●●模具技术有限公司	中国	-
64	広東省広州市	IKO	宝鸡●●商贸有限公司	中国	-
65	上海市	IKO	福州●●进出口贸易有限公司	中国	-
66	天津市	NSK	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
67	天津市	NSK	杭州●●物资有限公司	中国	-
68	浙江省寧波市	NSK	泗洪●●贸易有限公司	中国	泗洪県文化巷
69	上海市	NSK	上海●●国际贸易有限公司	中国	-
70	上海市	NSK	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
71	広東省深セン市	NSK	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
72	浙江省金華市	NSK	鉄岭●●贸易有限公司	中国	-
73	山東省青島市	NSK	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
74	山東省青島市	NSK	済南●●轴承进出口有限公司	中国	-
75	上海市	NSK	上海●●进出口有限公司	中国	-
76	上海市	NSK	成都●●科技发展有限公司	中国	-
77	広東省深セン市	NSK	深圳市●●贸易有限公司	中国	深セン市福田
78	浙江省金華市	NSK	新余市●●贸易有限公司	中国	-

79	上海市	NSK	上海●●进出口有限公司	中国	-
80	上海市	NSK	杭州●●伝動机械有限公司	中国	-
81	山東省青島市	NSK	惠州市●●贸易有限公司	中国	-
82	天津市	NSK	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
83	天津市	NSK	天津●●国际贸易有限公司	中国	-
84	上海市	NSK	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
85	浙江省義烏市	NSK	南昌●●贸易有限公司	中国	-
86	広西壮族自治区 南寧市	NSK	黄●●	中国	-
87	上海市	NSK	上海●●进出口有限公司	中国	-
88	天津市	NSK	天津●●国际贸易有限公司	中国	-
89	上海市	NSK	上海●●实业有限公司	中国	-
90	上海市	NSK	大连●●船务有限公司	中国	-
91	上海市	NSK	深圳市●●贸易有限公司	中国	-
92	上海市	NSK	●●国际贸易（上海）有限公司	中国	-
93	浙江省寧波市	NSK	龙泉市●●进出口有限公司	中国	-
94	上海市	NSK	防城港市●●贸易有限公司	中国	-
95	上海市	NSK	上海●●（集团）有限公司	中国	-
96	浙江省寧波市	NSK	●●（宁波）机器制造有限公司	中国	-
97	広東省広州市	NSK	重庆●●科技有限公司	中国	-

98	上海市	NSK	不明	中国	-
99	山東省青島市	NSK	邢台市●●貿易有限公司	中国	-
100	上海市	NSK	上海●●工貿有限公司	中国	-
101	上海市	NSK	北京●●商贸有限公司	中国	-
102	上海市	NSK	永丰县●●貿易有限公司	中国	-
103	福建省厦門市	NSK	福州市●●貿易有限公司	中国	-
104	遼寧省大連市	NSK	成都●●貿易有限公司	中国	-
105	上海市	NMB	武汉市●●进出口有限责任公司	中国	-
106	浙江省寧波市	NMB	宁波市●●进出口股份有限公司	中国	-

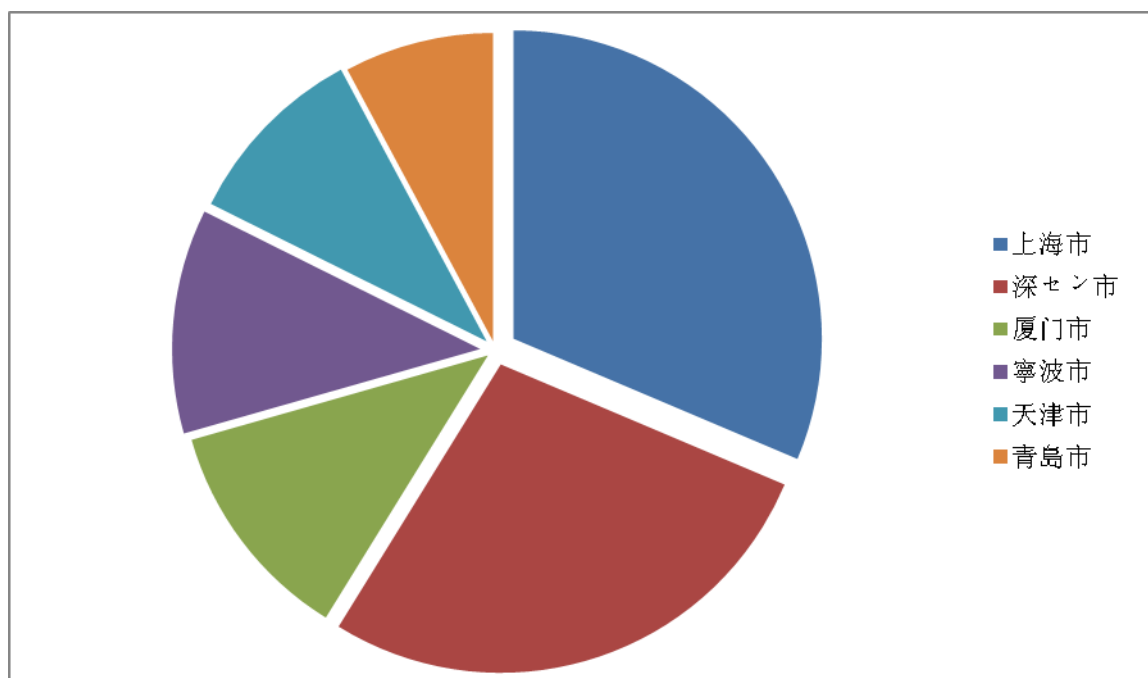
上記のとおり、様々な地域で各種ブランドの模倣品が輸出されていることが分かるが、以下のとおり、上海、深セン地域からの輸出が多いことが分かり、同周辺地域は輸出業者の1つの集積地であると考えられる。

【業者・地域別輸出件数】

業者所在地域	業者数
上海市	16
深セン市	14
厦門市	6
寧波市	6
天津市	5
青島市	4

－（不明）	6
福州市	4
邢台市	3
杭州市	3
成都市	3
重慶市	2
長沙市	2
新余市	2
無錫市	2
石家庄市	2
南京市	2
済南市	2
惠州市	2
義烏市	1
襄樊市	1
武漢市	1
鉄岭市	1
台州市	1
蘇州市	1
宿迁市	1
瀋陽市	1
南昌市	1

龍泉市	1
蘭州市	1
嘉興市	1
吉安市	1
防城港市	1
恩施市	1
大連市	1
慈溪市	1
北京市	1
宝鷄市	1



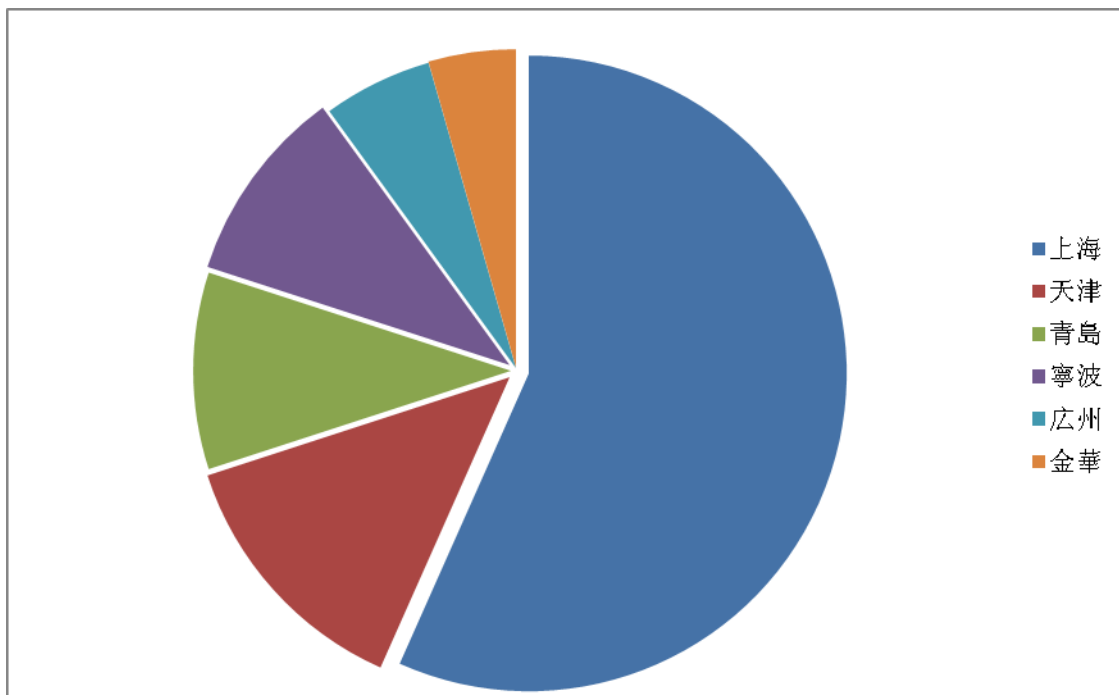
※上位5位の統計結果

また、以下のとおり、主に上海税関で行われた差止件数が多いことが分かり、同税関は模

倣品流出の1つの大きな窓口であると考えられる。

【税関・地域別輸出件数】

税関所在地域	差止件数
上海	51
天津	12
青島	9
寧波	9
広州	5
金華	4
厦門	3
義烏	3
深セン	2
南京	2
杭州	2
南寧	1
大連	1
昆明	1
北京	1



※上位 5 位の統計結果

2. 分析すべきポイント

税関差止後の損害賠償請求訴訟が模倣品輸出行為への抑止効果として有効であると考えられるが、全ての案件について有効であるというわけではない。例えば、実質的にペーパーカンパニーに近いようなケースや、必要は証拠が揃わないケース等については、判決を取得しても損害賠償金を回収できない可能性や、そもそも、勝訴判決を得られない可能性がある。そのため、訴訟提起が有効か否かの判断を経る必要があり、例えば、基準としては以下等が考えられるが、この点について具体的に紹介する。

- 必要証拠の有無
- 工商登録の有無
- 時効成立の有無
- 勝訴の見込み
- 回収の見込み

(1) 必要証拠の確認

模倣業者に対し損害賠償請求訴訟を提起するためには、侵害事実に係る証拠が必要となるが、税関差止に関していえば、税関から模倣業者にくだされる最終的な処罰決定書、もしくは、差止直後に税関より権利者企業に交付される通関中止措置通知書などが侵害事実を証する証拠資料として考えられる。

処罰決定書は、税関により侵害事実が認定された結果の書面であることから、裁判所にとっても、一度、他の公的機関により侵害事実が認定されていることから心証を得やすく、侵害事実を証するに有力な証拠となるが、他方、時効の起算点が通関差止通知を権利者企業が受領した日から起算されるとすると、処罰決定書を待つて訴訟する場合、処罰決定が遅くなるような場合に万一時効期間を経過してしまうおそれもあるため、この点に留意が必要である。

他方、通関中止通知書の場合、模倣品の疑いがある貨物に対し通関中止処分が下された旨が記載されるのみで、当該貨物が模倣品である点までは立証できないことから、同通知処分の後、権利者企業による鑑定を経て差止申請がなされ、実際に差止がなされた点を示す資料が別途必要となる。この点、権利者企業による差止申請については、手元にある差止申請書を証拠とすれば問題ないが、その後、税関においても差止がなされた点に関する証拠資料は手元ではなく、税関との交渉により必要証拠を補完する必要がある点に留意す

る必要がある。

なお、税関への交渉は税関代理人を通じて行うことが考えられるが、税関差止に精通し、無駄なく適確に税関と連絡する必要がある、これができないと、非常に多忙で業務外の対応に難色を示しがちな税関の心象を悪くしてしまい、ひいては、権利者企業の税関差止に悪影響を及ぼしてしまうこともあり得るため、適切に対応することが必要である。また、税関とのコネクションの強い代理人であれば、直接当該税関に赴いて資料を確認させてもらうといった対応もできるので、必要に応じて、このような対応も検討してよいと考えられる。

また、上記の通知書や処罰決定書といった書面のみでは、実際の模倣品の態様は分からず、これを視覚的、直感的に裁判官へ感得させる方が望ましいため、可能であれば、税関代理人を通じて差止対象製品の写真も証拠として提出することが有益である。

（２） 工商登録情報の確認

訴訟提起の前提として、実態のない業者であると提訴の実効性が確保できないほか、訴訟する場合の管轄地を決する材料にもなるほか、後述の調査を実施する場合の調査の端緒となるものであるため、公証登録の有無内容を確認する必要がある。

（３） 時効の確認

時効が成立してしまう場合には、訴訟提起しても敗訴してしまうおそれがあるため、時効成立の有無を確認することは必須である。時効成立の起算は、基本的に、差止通知を受領した時点から２年として検討すべきであり、一般に、差止通知を受けてから、その後、最終的に処罰結果が下されるまで１年、ないしそれ以上の年月がかかることもあるため、時効の成否には十分留意する必要がある。

（４） 勝訴見込みの検討

税関差止後に訴訟提起をする場合、前述した（１）記載の証拠を取得できる可能性が高く、また、これらの証拠を取得できた場合には、模倣業者側も侵害行為を否定する要素に乏しいため、勝訴できる見込みが相対的に高いと考えられる。もっとも、類似商標権侵害の事案である場合には、標識の類似度や製品の類否等で争われる余地があるため、この点も検討する必要がある。

また、損害賠償請求については、模倣業者側より、模倣品であることを知らなかった旨の、いわゆる「善意」である旨の反論がなされる可能性があるため、この点にも留意が必要である。この点については、一般に、単に知らなかったとだけ主張しても、かかる主張が認められる可能性は高くないが、証拠として、仕入先との契約書や仕入先からの発票（領収書）などが出される場合、ケースによっては善意の主張が認められ、その場合は、損害賠償責任を負わないということになり得る。もっとも、模倣品の取引においては、通常、契約書や発票（領収書）は作成されないことが多く、そのため、実際にこれらの証拠が出される例は多くない。仮に、これらの証拠資料が提出された場合は、契約書・発票の名義人を共同被告として追加することで、同名義人へ損害賠償を請求するということも検討できる。なお、このような善意の主張を基礎づける証拠の有無は、損害賠償請求の成否に影響を及ぼす事項であるため、可能な限り、事前に確認したい事項であるが、この点は、訴訟提起後に模倣業者側がどのような反論をするかという事柄であるので、権利者企業側で事前にこれを把握することは困難であり、模倣業者側が差止時に反論としてこの点を反論しているといった特段の事情がない限り、相手方の反論を待って対応を検討するほかない。

また、勝訴可能性に加えて、どの程度の損害賠償額が認容されるかの見込みを検討することも有益である。この点は、事前に明確に認容金額を確定的に予測することは困難であるが、例えば、差止対象数量が多い場合や、過去にも差止めや摘発の対象となった再犯業者である場合には、認容される損害賠償金額が相対的に高額になる可能性があるため、これらの点の有無を確認することが有用であると考えられる。

（５） 回収可能性の検討

訴訟提起後判決を取得したとしても、実際に回収までできなければ、模倣業者に経済的ダメージが与えられず、この点の回収見込みの確認も重要となる。具体的には、模倣業者の企業規模、資産状況、これまで判決に従わなかったケースの有無等を確認することが有用であると考えられる。これらの確認方法としては、信用調査、資産調査といった各種調査が考えられるが、この点は後述する。また、万一、模倣業者が判決に任意に従わない場合には、強制執行を検討することになるが、中国においては、裁判所によってはかかる強制執行に難色を示したり、場合によっては不当にこれを実施しなかったりといったケースも散見され、管轄裁判所における強制執行の運用も確認しておくことが有益である。

四．実態調査

1． 総論

模倣品輸出業者に損害賠償請求訴訟を提起し、これを回収して経済的ダメージを与えることが、模倣品輸出行為の抑止につながる点は前述のとおりであるが、逆に、ダメージを与えられないような業者に対し訴訟を提起したとしても、費用と時間が無駄になるばかりかその効果も得られない。そのため、狙った効果の見込まれる対象を選定の上、訴訟提起することが必要となり、この選定のためには、当該輸出業者の実態を把握するべく調査が必要となる。

調査についても、調査の結果、訴訟提起の効果が見込まれないとなった場合には、調査に要した時間と費用が無駄になってしまうため、できる限り、早期にこの見込みを把握する必要がある。具体的には、全ての輸出業者に対し詳細な調査をするのではなく、段階を分けた調査、すなわち、まず、①基本調査を実施して、明らかに不適当な対象を除外し、②その後、絞り込んだ業者に対し詳細調査を実施することが望ましい。

以下、かかる「適正調査」と「詳細調査」につき詳述する。

2． 適正調査

前述のとおり、詳細調査に着手する前に、まずは事例の中において訴訟し得ない案件について除外することが効率的であり、そのため、訴訟提起する際の要件とされる以下の項目を確認し、どれか一項目でも満たさない場合、訴訟対象から除外することが有益である。

(1) 必要証拠の確認

以下の書類の有無を確認する。

- 通関中止措置通知書、差止申請書
- 処罰決定書、処理結果通知書
- 差止対象製品写真

税関発行書面等については、いずれも写しでも問題なく、この場合、当該写しに税関より押印をしてもらい原本を作成したり、写しのまま提訴しつつ裁判所より税関に原本確認の要請をしてもらったりといった対応が考えられる。

差止対象製品写真については、税関内部に記録として保管されている写真について、写しに税関の押印をもらい原本として証拠提出することが考えられる。

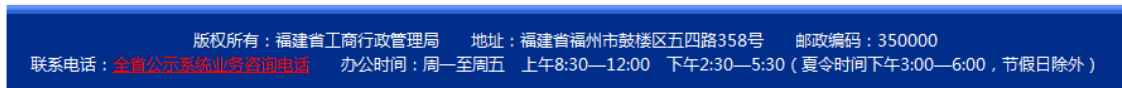
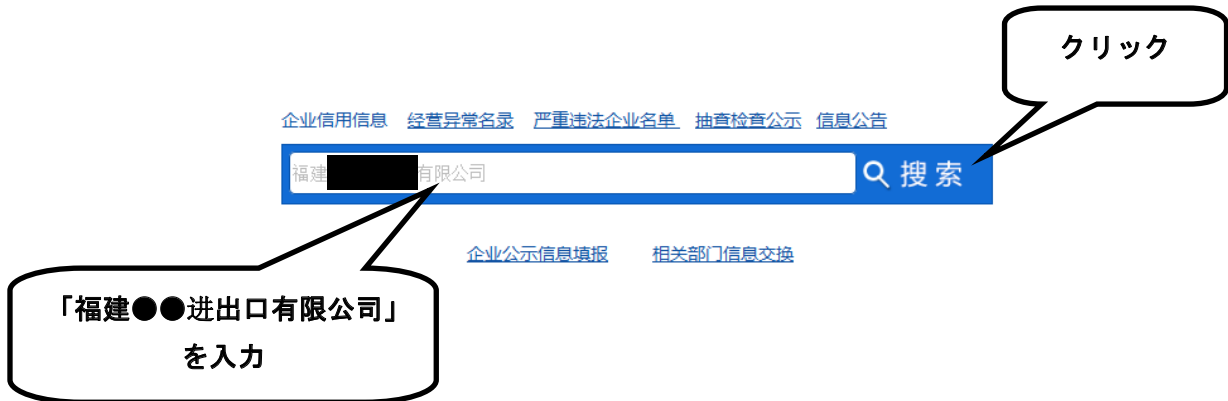
(2) 工商登録情報の確認

中国工商行政管理総局の公式ウェブサイトである、「全国企業信用情報公示システム」で、工商登録の有無、内容を確認する。これにより比較的簡単に中国全土の企業を確認することが可能である。具体的な確認方法は以下のとおりであり、ここでは事例の通し番号1「福建●●进出口有限公司」を例示として紹介する。

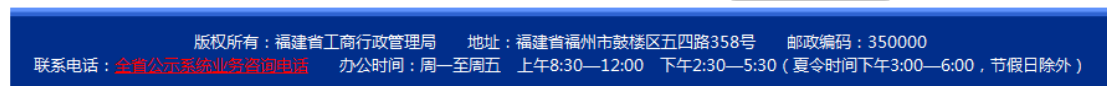
- ① 「<http://gsxt.saic.gov.cn/>」（全国企業信用情報公示システム）にアクセスするし、「福建●●进出口有限公司」の所在する「福建」ボタンをクリックする。



- ② 空欄の中に「福建●●进出口有限公司」を入力し、「搜索」ボタンをクリックする。



③ 表示された検証コードと同じ漢字を空欄の中に入力し、「搜索」ボタンをクリックする。



- ④ 工商登録されている企業の場合、以下のような詳細情報が表示されるので、最後に営業許可期限を超過の有無等を確認し、事業実態の有無を確認する。

福建[REDACTED]有限公司 注册号: 350[REDACTED]75

工商公示信息

企业公示信息

登记信息		备案信息	股权出质登记信息	动产抵押登记信息	经营异常信息	严重违法信息	行政处罚信息	抽查检查信息
基本信息								
注册号					名称			
类型	有限责任公司（自然人投资或控股）				法定代表人			
注册资本	6000.0万人民币				成立日期	1988年6月13日		
住所								
营业期限自	1988年6月13日				营业期限至	2048年06月12日		
经营范围	对外贸易；房地产开发；旅游项目开发；经营游船项目（游船研发、设计、生产、销售、租赁）；日用百货、工艺美术品、五金、交电、化工产品（不含危险化学品及易制毒化学品）、针、纺织品、家具、电子计算机及硬件、仪器仪表、汽车（不含教练车以下乘用车）、饲料（不含添加剂）、建筑材料、苏青、花、马、鱼虫的销售；贸易信息咨询服务；加工针、纺织品服装；三类、二类医疗器械、医用电子仪器设备、医用光学仪器及内窥镜设备、医用超声仪器设备、医用激光仪器设备、医用高频仪器设备、物理治疗及康复设备、医用射线设备、医用高能射线设备、医用核素设备、临床检验分析仪器（除体外诊断试剂）、体外循环及血液净化设备、口腔材料、医用卫生材料及敷料、医用缝合材料及粘合剂、医用高分子材料及制品、金属设备及部件、医用化验和基础设备、口腔科设备、病房护理设备、消毒和灭菌设备的经营（有效期至2018年12月31日）；食品兼散装食品（有效期至2018年7月4日）；煤炭批发经营；进出口蔬菜、花卉种子（有效区域 福建省，有效期至2018年12月9日）。（依法须经批准的项目，经相关部门批准后方可开展经营活动）							
登记机关	福建省工商行政管理局				核准日期	2014年7月15日		
登记状态	存续（在营、开业、在册）							

(3) 時効の確認

前述のとおり、2年の時効期間が経していないか否かを確認する。起算点については、税関より差止めの事実を知らされた日、すなわち、通関中止措置通知書を受領した日となるため、同通知書の記載からこれを確認する。

【通関中止措置通知書】

确认真识产权侵权状况通知书

株式会社:

上海洋山海关关于近日查获, 以一般贸易方式申报出口爱沙尼亚的 申报价值 13905 欧元, 商品上标有 标识, 涉嫌侵犯你单位在总署备案的知识产权。根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第十六条之规定, 请你司于本通知送达之日起三个工作日之内确认该批货物是否侵权并决定是否请求海关扣留货物。逾期, 海关将放行有关货物。

根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第十六条之规定, 如你司确认该批货物侵权并请求海关扣留货物的, 请于本通知送达之日起三个工作日之内, 向海关提交价值人民币 60000 元的担保。逾期, 海关将放行有关货物。

附: 账户名: 中华人民共和国上海海关

保证金帐号: 31001505400055725673

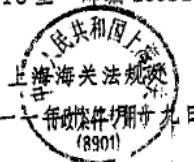
开户银行: 建行上海第五支行

联系电话: 021-68891726、68891794

联系传真: 021-68891728

联系地址: 上海市陆家嘴西路 153 号 1713 室 邮编 200120

受領日



(4) 適正調査結果一覧

本件で収集した事例に関する適正調査結果は以下のとおりである。

なお、差止対象製品の写真の税関への要請は、実際に訴訟提起を検討するすることが権利者企業において明確になった後に確認するべきで、明確になる前に確認すると税関側にも難色を示されるおそれがあるため、本件調査においては、当方から税関へ写真を要請した場合取得可能性があるという扱いとした。

通し 番号	業者名	工商登録	処罰決定 書、処理結 果通知書	差止措置 通知書	差止対象 製品写真 (取得見 込み)	時効が未 成立であ る
1	福建●●进出口有 限公司	○	○	×	○	×
2	兰州●●进出口贸 易有限公司	○	○	×	○	×
3	嘉兴●●进出口有 限公司	○	○	×	○	×
4	厦门市●●进出口 有限公司	○	○	×	○	×
5	厦门●●机械有限 公司	○	×	○	○	×
6	上海●●国际贸易 有限公司	○	○	×	○	×
7	深圳市●●贸易有 限公司	○	×	○	○	×
8	新余市●●贸易有 限公司	○	○	×	○	×
9	邢台市●●进出口 贸易有限公司	○	○	○	○	×
10	深圳市●●贸易有 限公司	○	○	×	○	×
11	宁波市●●进出口 有限公司	○	×	○	○	×
12	天津●●国际贸易 有限公司	○	○	×	○	×
13	邢台●●轴承进出 口有限公司	○	×	○	○	×
14	上海●●进出口有 限公司	○	○	○	○	×
15	上海●●汽车配件 有限公司	○	○	○	○	×
16	●●（宁波）机器 制造有限公司	○	○	○	○	×

17	福州●●贸易有限公司	○	○	○	○	×
18	恩施市●●商贸有限公司	○	×	○	○	×
19	厦门●●进出口有限公司	○	○	○	○	×
20	台州●●有限公司	○	○	○	○	○
21	青島●●轴承有限公司	×	×	○	○	○
22	上海●●贸易有限公司	○	×	○	○	○
23	巴东县●●生态农业有限公司	○	×	○	○	○
24	青島●●商贸有限公司	×	×	○	○	○
25	浦江●●进出口有限公司	○	○	○	○	○
26	宁波●●进出口有限公司	○	×	○	○	○
27	重庆●●科技有限公司	○	×	○	○	○
28	南昌市●●投资咨询有限公司	○	×	○	○	○
29	义乌●●商品采购有限公司	×	×	○	○	○
30	深圳市●●实业有限公司	○	○	×	○	×
31	无锡●●轴承五金有限公司	○	○	×	○	×
32	沈阳●●贸易发展有限公司	○	○	×	○	×
33	厦门市●●进出口有限公司	○	○	×	○	×
34	济南●●轴承商贸有限公司	×	○	×	○	×

35	襄樊市●●实业有限公司	×	○	×	○	×
36	●●里	×	○	×	○	×
37	成都●●进出口有限公司	×	○	×	○	×
38	厦门市●●进出口有限公司	○	×	○	○	×
39	江苏●●进出口有限公司	○	×	○	○	×
40	苏州●●轴承有限公司	○	×	○	○	×
41	青岛●●国际贸易有限公司	○	×	○	○	×
42	湖南●●进出口有限公司	○	×	○	○	×
43	厦门●●机械有限公司	○	×	○	○	×
44	青岛●●磨具有限公司	○	×	○	○	×
45	湖南●●进出口有限公司	○	×	○	○	×
46	无锡●●国际贸易有限公司	○	×	○	○	×
47	●●机械配件有限公司	○	×	○	○	×
48	深圳市●●贸易有限公司	○	×	○	○	×
49	惠州市●●贸易有限公司	○	×	○	○	×
50	北京●●科技有限公司	○	○	○	○	×
51	深圳市●●贸易有限公司	○	×	○	○	×
52	南京●●科技有限公司	×	×	○	○	×

53	●●机械有限公司	○	×	○	○	×
54	深圳市●●贸易有限公司	○	×	○	○	×
55	上海●●贸易有限公司	○	×	○	○	×
56	天津●●国际贸易有限公司	○	○	○	○	×
57	宁波●●进出口有限公司	○	×	○	○	×
58	深圳●●贸易有限公司	○	×	○	○	×
59	青岛●●国际贸易有限公司	○	×	○	○	×
60	上海●●工业有限公司	×	○	○	○	×
61	天津●●国际贸易有限公司	○	×	○	○	×
62	上海●●贸易有限公司	○	×	○	○	×
63	●●模具技术有限公司	×	×	○	○	×
64	宝鸡●●商贸有限公司	○	×	○	○	○
65	福州●●进出口贸易有限公司	○	×	○	○	○
66	深圳市●●贸易有限公司	×	×	○	○	×
67	杭州●●资有限公司	○	○	○	○	×
68	泗洪●●贸易有限公司	○	○	○	○	×
69	上海●●国际贸易有限公司	×	×	○	○	×
70	深圳市●●贸易有限公司	○	×	○	○	×

71	深圳市●●●貿易有限公司	○	×	○	○	×
72	鉄嶺●●●貿易有限公司	×	○	○	○	×
73	深圳市●●●貿易有限公司	○	×	○	○	×
74	済南●●●軸承进出口有限公司	○	×	○	○	×
75	上海●●●进出口有限公司	○	○	○	○	×
76	成都●●●科技發展有限公司	×	○	○	○	×
77	深圳市●●●貿易有限公司	×	○	○	○	×
78	新余市●●●貿易有限公司	×	×	○	○	×
79	上海●●●进出口有限公司	○	×	○	○	×
80	杭州●●●伝動機械有限公司	×	×	○	○	×
81	惠州市●●●貿易有限公司	×	×	○	○	×
82	深圳市●●●貿易有限公司	○	○	○	○	×
83	天津●●●国際貿易有限公司	○	×	○	○	×
84	深圳市●●●貿易有限公司	○	×	○	○	×
85	南昌●●●貿易有限公司	○	×	○	○	×
86	黄●●●	×	×	○	○	×
87	上海●●●进出口有限公司	×	○	○	○	×
88	天津●●●国際貿易有限公司	○	×	○	○	×

89	上海●●实业有限公司	○	×	○	○	×
90	大连●●船务有限公司	○	○	×	○	×
91	深圳市●●贸易有限公司	○	○	○	○	×
92	●●国际贸易（上海）有限公司	○	×	○	○	×
93	龙泉市●●进出口有限公司	○	×	○	○	×
94	防城港市●●贸易有限公司	○	×	○	○	×
95	上海●●（集团）有限公司	×	○	×	○	不明
96	●●（宁波）机器制造有限公司	○	○	×	○	不明
97	重庆●●科技有限公司	○	×	○	○	○
98	-	×	×	○	○	○
99	邢台市●●贸易有限公司	○	×	○	○	○
100	上海●●工贸有限公司	×	×	○	○	○
101	北京●●商贸有限公司	×	×	○	○	○
102	永丰县●●贸易有限公司	○	×	○	○	○
103	福州市●●贸易有限公司	○	×	○	○	○
104	成都●●贸易有限公司	○	×	○	○	○
105	武汉市●●进出口有限责任公司	○	○	○	○	×
106	宁波市●●进出口股份有限公司	○	×	○	○	不明

3. 詳細調査

適正調査の結果、訴訟提起可能性があると見込まれる（工商登録されていて実態を有する企業であるほか、時効が未成立であることが条件である。）模倣業者は以下のとおりで、106 業者中 14 業者が確定したため、これら業者について、詳細調査を実施する。

通し 番号	業者名	工商登録	処 罰 決 定 書、処理結 果通知書	差 止 措 置 通知書	差止対象製 品写真（取 得見込み）	時効が未 成立であ る
20	台州●●有限公司	○	○	○	○	○
22	上海●●贸易有限 公司	○	×	○	○	○
23	巴东县●●生态农 业有限公司	○	×	○	○	○
25	浦江●●进出口有 限公司	○	○	○	○	○
26	宁波●●进出口有 限公司	○	×	○	○	○
27	重庆●●科技有限 公司	○	×	○	○	○
28	南昌市●●投资咨 询有限公司	○	×	○	○	○
64	宝鸡●●商贸有限 公司	○	×	○	○	○
65	福州●●进出口贸 易有限公司	○	×	○	○	○
97	重庆●●科技有限 公司	○	×	○	○	○
99	邢台市●●贸易有 限公司	○	×	○	○	○
102	永丰县●●贸易有 限公司	○	×	○	○	○
103	福州市●●贸易有 限公司	○	×	○	○	○

104	成都●●貿易有限公司	○	×	○	○	○
-----	------------	---	---	---	---	---

(1) 勝訴見込みの検討

訴訟提起後、例えば、以下の事由によって勝訴見込みや損害賠償認容額の見込みが変わってくる可能性があり、そのため、これらの事由を確認する。

■ 差止対象がデッドコピーか、類似商標権侵害か

税関差止時に撮影した差止対象製品の写真を確認する。行政処罰が下されている場合には、当該処罰決定書の記載からこれが確認できる場合もある。

なお、本調査においては差止製品の写真確認に至っていないゆえ、「差止措置通知書」記載の差止製品に付される商標が、権利者商標と同一であるか否かを調査し、同一であった場合、デッドコピー品と見なすこととする。この点、調査結果は以下のとおりである。

通し番号	業者名	デッドコピーか否か
20	台州●●有限公司	○
22	上海●●貿易有限公司	○
23	巴东县●●生态农业有限公司	○
25	浦江●●进出口有限公司	○
26	宁波●●进出口有限公司	○
27	重庆●●科技有限公司	○
28	南昌市●●投资咨询有限公司	○
64	宝鸡●●商贸有限公司	○
65	福州●●进出口贸易有限公司	○
97	重庆●●科技有限公司	○

99	邢台市●●貿易有限公司	○
102	永丰县●●貿易有限公司	○
103	福州市●●貿易有限公司	○
104	成都●●貿易有限公司	○

(2) 回収可能性の検討

判決を所得できるとして、どの程度実際に回収できる可能性があるか、以下の事由によって見込みが変わってくる可能性があり、そのため、これらの事由を確認する。

■ 差止製品価値の多寡

「差止措置通知書」、「処罰決定書」、「処理結果通知書」には差止製品の数量が記載されるのが一般的であり、これをもとに権利者にて真正品価格を算出し、差止製品価値の多寡を検討する。基準とすべき価値金額について、一概に決定することは困難であるが、例えば 5 万元という金額を目安とすることが考えられる（認容される賠償金額は諸般の事情が考慮されるが、差止製品価値の 1～3 倍程度とされることも少なくなく、そうだとすれば、訴訟にかかる数万元の弁護士費用との関係からも、例えば 5 万元という金額を目安にすることも考えられる）。

なお、本調査では真正品価格の算出ができなかったため、暫定的に、差止製品の数量が 5,000 点以上であった場合、差止製品価値が大きいと見なすこととする。もっとも、実際の場合、当該調査方法ではなく、上記のとおり真正品価格を算出して確認すべきである。ケースによっては、差止製品の型番等の詳細が不明で真正品価値を算定できない場合もあるが、このような場合には、税関より指定された担保金の金額から推定することも検討すべきである。担保金金額は以下のとおり設定されることとされている。

- ① 物価値が 2 万元未満の場合、同貨物価値相当金
- ② 貨物価値が 2 万～20 万元の場合、貨物価値 50%相当
- ③ 貨物価値が 20 万元を超える場合、10 万元

もっとも、小口の輸出であったり、あるいは、そもそも製品単価の安いものの輸出であったりするような場合には、真正品価格のみを判断根拠とすると全て対象外となることもあり得るため、あくまで、真正品価格もひとつの目安とし、権利者によって重視する事情

も加味するなどして、硬直的な判断とならないよう留意する方がよいと考えられる。

通し番号	業者名	差止製品価値が大きい
20	台州●●有限公司	○
22	上海●●贸易有限公司	×
23	巴东县●●生态农业有限公司	×
25	浦江●●进出口有限公司	×
26	宁波●●进出口有限公司	○
27	重庆●●科技有限公司	×
28	南昌市●●投资咨询有限公司	○
64	宝鸡●●商贸有限公司	×
65	福州●●进出口贸易有限公司	×
97	重庆●●科技有限公司	×
99	邢台市●●贸易有限公司	×
102	永丰县●●贸易有限公司	×
103	福州市●●贸易有限公司	○
104	成都●●贸易有限公司	×

■ 差止対象業者の再犯の有無

差止対象業者が過去に差止された事実の有無を確認し、差止された事実がある場合、再犯業者と見なす。この点、調査結果は以下のとおりである。

通し番号	業者名	再犯業者のあるか否か
20	台州●●有限公司	×

22	上海●●貿易有限公司	×
23	巴东县●●生态农业有限公司	×
25	浦江●●进出口有限公司	×
26	宁波●●进出口有限公司	×
27	重庆●●科技有限公司	×
28	南昌市●●投资咨询有限公司	×
64	宝鸡●●商贸有限公司	×
65	福州●●进出口贸易有限公司	×
97	重庆●●科技有限公司	×
99	邢台市●●貿易有限公司	○
102	永丰县●●貿易有限公司	×
103	福州市●●貿易有限公司	×
104	成都●●貿易有限公司	×

■ 業者がこれまで判決に従わなかった例の有無

<http://shixin.court.gov.cn/>にて、業者が過去に強制執行された事実の有無を確認し、当該事実がない場合、当該可能性は小さいと判断する。具体的な確認方法は以下のとおりであり、ここでは事例の通し番号1「福建●●进出口有限公司」を例示として紹介する。

- ① 「<http://shixin.court.gov.cn/>」(中国執行情報公開ネット)にアクセスする。

中国执行信息公开网

失信被执行人 (自然人) 公布 更多... 失信被执行人 (法人或其他组织) 公布 更多...

周冬芳	5123011968****2122	中国化学工程第十四	134903086
马凤莲	51352172****054	建设有限公司	
邓文念	51352159****551	北海永川食品有限公	611476294
吴碧院	5123011954****0019	司	
陈洪	5123011976****5995	上海市美乾健身用品	156659151
吴小波	5123011980****049X	有限公司	
徐卫华	5123011964****0277	上海市美乾健身用品	156659151
何朝华	5123011973****7878	有限公司	
		湖北圣嘉木业有限公	79592879-2

被执行人姓名/名称: 可仅填写姓名或名称的部分, 如需填写以上文字

身份证号码/组织机构代码: 选择

省份: 全部 选择

全国法院失信被执行人名单信息公布与查询使用申明

为推进社会信用体系建设,对失信被执行人进行信用惩戒,促使其自动履行生效法律文书确定的义务,根据《中华人民共和国民事诉讼法》相关规定,最高人民法院制定了《关于公布失信被执行人名单信息的若干规定》,自今日起向社会开通“全国法院失信被执行人名单信息公布与查询”平台,社会各界通过该平台查询全国法院(不包括军事法院)失信被执行人信息。现就有关事项申明如下:

一、失信被执行人信息由执行法院录入和审核。如有当事人对相关信用信息内容有异议,可依据《**最高人民法院关于失信被执行人名单信息的若干规定**》向执行法院书面申请更正。

二、本网站提供的信息仅供查询人参考。如有争议,以执行法院有关法律文书为准。因使用本网站信息而造成不良后果的,人民法院不承担任何责任。

三、查询人必须依法使用查询信息,不得用于非法目的和不正当用途。非法使用本网站信息给他人造成损害的,由使用人自行承担相应责任。

中国共产党新闻 全国人大 中国政府网 全国政协 最高人民检察院
内部邮箱 | 关于我们 | 网站地图 | 添加收藏 | 设为首页
中华人民共和国最高人民法院版权所有

② 「被執行人姓名／名称」欄の中に、「福建●●进出口有限公司」を入力し、「検索」ボタンをクリックする。

失信被执行人（自然人）公布 更多...

失信被执行人（法人或其他组织）公布 更多...

被执行人姓名/名称: 福建●●进出口有限公司

身份证号码/组织机构代码: 选填

省份: 全部 选填

查询

全国法院失信被执行人名单信息公布与查询使用

③ 強制執行されたことのある企業の場合、関連情報が表示されるが、強制執行された事実が無い場合は、以下のとおり、関連情報は表示されない。

被执行人姓名/名称: 福建●●进出口有限公司

身份证号码/组织机构代码: 选填

省份: 全部 选填

查询

对“福建●●进出口有限公司”的查询结果:

序号	被执行人姓名/名称	立案时间	案号	关注	查看
首页 上一页 下一页 尾页 到 页 1/1 共0条					

情報の有無を確認

通し番号	業者名	強制執行された前科の有無
20	台州●●有限公司	×
22	上海●●贸易有限公司	×
23	巴东县●●生态农业有限公司	×
25	浦江●●进出口有限公司	×
26	宁波●●进出口有限公司	×
27	重庆●●科技有限公司	×
28	南昌市●●投资咨询有限公司	×
64	宝鸡●●商贸有限公司	×
65	福州●●进出口贸易有限公司	×
97	重庆●●科技有限公司	×
99	邢台市●●贸易有限公司	×
102	永丰县●●贸易有限公司	×
103	福州市●●贸易有限公司	×
104	成都●●贸易有限公司	×

■ 裁判所が強制執行に応じる可能性

提訴する場合の管轄は、税関所在地を管轄する裁判所もしくは被告所在地を管轄する裁判所となると考えられ、地方保護主義の影響等を考慮して有利な選択をすべきかと考えられるが、仮に、税関所在地の裁判所を選択するとしても、強制執行の段階になると、対象財産が被告所在地にあることが多いと思われ、そのため強制執行については被告の所在地を管轄する裁判所へ移送等がなされる可能性がある。そのため、以下では、被告を所在地を管轄する裁判所における執行可能性を検討し、これが省都に所在する場合には、執行に応じる可能性があるものと取り扱っている。

通し番号	業者名	予想される訴訟提起先裁判所の所在地	予想される執行担当裁判所の所在地	裁判所が強制執行に応じる可能性
20	台州●●有限公司	浙江省寧波市	浙江省台州市	○
22	上海●●貿易有限公司	上海市	上海市	○
23	巴东县●●生态农业有限公司	上海市	湖北省巴东县	×
25	浦江●●进出口有限公司	浙江省金華市	浙江省浦江市	×
26	宁波●●进出口有限公司	浙江省寧波市	浙江省寧波市	○
27	重庆●●科技有限公司	広東省広州市	重慶市	○
28	南昌市●●投資咨询有限公司	広東省広州市	江西省南昌市	○
64	宝鸡●●商贸有限公司	広東省広州市	陝西省宝鸡市	○
65	福州●●进出口貿易有限公司	上海市	福建省福州市	○
97	重庆●●科技有限公司	広東省広州市	重慶市	○
99	邢台市●●貿易有限公司	山東省青島市	河北省邢台市	○
102	永丰县●●貿易有限公司	上海市	江西省永丰县	×
103	福州市●●貿易有限公司	福建省厦門市	福建省福州市	○
104	成都●●貿易有限公司	遼寧省大連市	四川省成都市	○

■ 業者が転居したり、逃亡したりする可能性

主として業者の工商登録情報を調査し、従業員数が比較的少なく、設備をあまり持たない「事務所型業者」である場合、当該可能性が高いと見なす。この点、調査結果は以下のとおりである。

通し番号	業者名	転居、逃亡する可能性が低い
------	-----	---------------

20	台州●●有限公司	×
22	上海●●贸易有限公司	×
23	巴东县●●生态农业有限公司	×
25	浦江●●进出口有限公司	×
26	宁波●●进出口有限公司	×
27	重庆●●科技有限公司	×
28	南昌市●●投资咨询有限公司	×
64	宝鸡●●商贸有限公司	×
65	福州●●进出口贸易有限公司	×
97	重庆●●科技有限公司	×
99	邢台市●●贸易有限公司	×
102	永丰县●●贸易有限公司	×
103	福州市●●贸易有限公司	×
104	成都●●贸易有限公司	×

■ 業者の企業規模

以下条件のいずれかを満たす場合（中国「中小企業標準暫行規定」を引用）、企業規模が大きいと見なす。この点については、インターネット上でのリサーチ調査等を通じて確認する。

製造業者	従業員数	年間売上
	300 人以上	3,000 万元以上

輸出業者（販売業者）	従業員数	年間売上
------------	------	------

	100 人以上	3,000 万元以上
--	---------	------------

通し番号	業者名	企業規模が大きい
20	台州●●有限公司	○
22	上海●●贸易有限公司	×
23	巴东县●●生态农业有限公司	不明
25	浦江●●进出口有限公司	×
26	宁波●●进出口有限公司	○
27	重庆●●科技有限公司	×
28	南昌市●●投资咨询有限公司	×
64	宝鸡●●商贸有限公司	×
65	福州●●进出口贸易有限公司	×
97	重庆●●科技有限公司	×
99	邢台市●●贸易有限公司	○
102	永丰县●●贸易有限公司	×
103	福州市●●贸易有限公司	×
104	成都●●贸易有限公司	×

後述詳細調査はこれまでの調査とは異なり、主として信用調査、インターネットリサーチ、ヒヤリング等を通じて調査することになるため、これまでの調査と比して、更なる時間と費用等を要するものであることから、時間等の制約の関係で、本調査の中で全ての業者に対して一律に、後述詳細調査を実施することはできず、そのため以下のとおり、前項詳細調査の結果、○が多い 3 業者をピックアップし、更なる詳細調査を実施する。なお、当該調査結果については、下記のとおりである。

なお、通常は、本調査のように過去の差止事例についてまとめて調査するということは

なく、差止の都度実施することが望ましいと考えられ、この場合、案件毎に調査の是非等を個別に検討することができ、負担も最小限であるため、基本的には、適正調査で適正があると認められるものについては特段の事情がない限り詳細調査も実施する、という運用とすることも有用かと思われる。

通し番号	業者名	「○」の数
20	台州●●有限公司	9
26	宁波●●进出口有限公司	8
99	邢台市●●贸易有限公司	8

■ 模倣業者の資産状況

業者の近年の財務指標の内、①流動比率が100%以上、当座比率が200%以上、もしくは、②流動比率、当座比率が同一業者の平均レベルを上回る、いずれかに当てはまる場合、当該状況は良好と見なす。この点、調査結果は以下のとおりである。

通し番号	業者名	資産状況が良好
20	台州●●有限公司	○
26	宁波●●进出口有限公司	○
99	邢台市●●贸易有限公司	不明

■ 強制執行において口座を差押えることができる可能性

業者が通常の経營業務で用いる銀行口座が当該業者名義である場合、当該可能性は高いと見なす。この点、調査結果は以下のとおりである。

通し番号	業者名	口座が当該業者名義である
20	台州●●有限公司	○

26	宁波●●进出口有限公司	○
99	邢台市●●贸易有限公司	不明

■ 金銭以外の強制執行対象物の有無

その他執行対象物があれば、これを差押さえし、競売等を通じて金銭回収できる場合もあるため、当該対象物の有無も合わせて調査することが有益である。この点、調査結果は以下のとおりである。

通し番号	業者名	金銭以外の強制執行対象物の有無
20	台州●●有限公司	○
26	宁波●●进出口有限公司	○
99	邢台市●●贸易有限公司	○

4. 訴訟提起対象の選定

上記のとおり絞り込んだ結果、全ての項目まで確認した業者について、詳細調査結果をまとめると以下のとおりである。

■ 台州●●有限公司

案件概要	差止通知日	2013-5-3
	処罰日	2013-10-18
	差止税関	寧波税関
	差止税関所在地	浙江省寧波市
	差止製品	ベアリング
	使用商標	Koyo
	数量	20,132
	輸出入	輸出
訴訟要件	工商登録	○
	時効未成立	○
	差止措置通知書	○

	処罰決定書・通知書	○
	税関から証拠の取得見込み	○
検討事項	差止製品がデッドコピー	○
	差止製品価値が大きい	○
	再犯業者	×
	強制執行の有無	×
	裁判所が執行に応じる可能性	○
	転居、逃亡する可能性が低い	×
	企業規模が大きい	○
	資産状況が良好	○
	執行対象口座の有無	○
	その他の執行対象資産の有無	○

1. サマリー

・1.1 会社基本情報

会社名	台州●●有限公司
所在地	台州市椒江区
郵便番号	318000
電話番号	0576-●●●●●●●●
URL	http://●●.cn/
設立	1998 年8月24日
資本金	5,000 千人民元
会社形態	私営有限責任会社（自然人控股或いは私営性質企業控股）

主要業務	・商品及び技術の輸出入業務の自営と代理 ・外国企業からの委託加工、委託製造
輸出入権の有無	有
代表者	●●●
従業員数	約 40 人
売上高（2013 年 1～12 月）	332,224 千元
株主構成	・ ●●● 62% ・ ●●● 30% ・ ●●● 8%
対外投資	無

・ 1.2 業績推移

（単位：千元）

	2011 年	2012 年	2013 年
資産総額	134,290	58,987	63,240
所有者權益	165	-238	-622
払込資本金	5,000	5,000	5,000
売上高	448,615	339,270	332,224
純利益	-116	-403	-384

2. 工商登録情報

・ 2.1 登録情報

会社名	台州●●有限公司
-----	----------

所在地	台州市椒江区
郵便番号	318000
登録日	1998 年8月24日
登録先当局	台州市工商行政管理局椒江分局
登録番号	33100●●●●●
会社形態	私営有限責任会社（自然人控股或いは私営性質企業控股）
資本金	5,000 千人民元
法定代表者	●●●
経営範囲	・ 国家より統一し組織された連合経営の輸出商品又は国家より査定された会社経営の輸入商品以外のその他の商品及び技術の輸出入業務の自営と代理 ・ 材料を仕入れて加工すること又は「三来一補」業務を営む ・ 直接貿易、間接貿易
経営期限	1998 年8月24日～2008 年8月23日

・ 2.2 登録情報の変更

変更項目	当初	現在
経営期限	1998-8-24～2008-8-23	1998-8-24～2018-8-23
登録番号	33100●●●●	33100●●●●
登録資本	1,000 千元	5,000 千元
名称	台州●●有限公司	台州●●有限公司

経営範囲	医療化学、機電設備、軽工業品、工芸品、食品、紡績服装、金属材料、機械計器、五金電器の販売	・国家より統一し組織された連合経営の輸出商品又は国家より査定された会社経営の輸入商品以外のその他の商品及び技術の輸出入業務の自営と代理 ・材料を仕入れて加工すること又は「三来一補」業務を営む ・直接貿易、間接貿易を営む
住所（経営場所、住所）	台州市椒江区	台州市椒江区

※上記は当初及び現在最新の登録情報。

・2.3 株主情報

会社名	出資金額（千元）	出資割合	出資形態
● ● ●	3,100	62%	通貨
● ● ●	1,500	30%	通貨
● ● ●	400	8%	通貨
（合計）	5,000	100%	—

3. 財務情報

・3.1 貸借対照表

（単位：千元）

資産	12/31/2011	12/31/2012	12/31/2013
現預金	45,853	16,402	21,523
短期投資	0	0	--
受取手形	0	0	--
売掛金	58,566	20,514	20,842
他の未収金	1,961	1,566	11,633
前渡金	11,811	6,145	--
未収補助金	12,874	8,454	--
未収輸出返却税	0	0	--

棚卸資産	6	3,198	142
内訳：原材料	--	--	--
製品	--	--	--
その他流動資産	0	0	--
流動資産合計	131,071	56,279	62,343
販売可能金融資産	0	0	--
満期日到来所有資産	0	0	--
長期株権投資	0	0	--
長期債券投資	0	0	--
投資用不動産	0	0	--
固定資産原価	4,921	4,166	--
減：減価償却累計額	1,925	1,681	--
固定資産純価値	2,996	2,485	--
減：固定資産減価準備	0	0	--
固定資産純額	2,996	2,485	897
工程物資	0	0	--
建設仮勘定	223	223	--
固定資産清算	0	0	--
処理待ち固定資産純損失	0	0	--
固定資産合計	3,219	2,708	--
無形資産	0	0	--
長期繰延費用	0	0	--
延期所得税資産	0	0	--
他の長期資産	0	0	--
非流動資産合計	3,219	2,708	897
資産合計	134,290	58,987	63,240

負債と所有者權益	12/31/2011	12/31/2012	12/31/2013
短期借入金	15,633	7,913	--
支払手形	81,310	22,441	--
未払金	24,012	20,696	18,287

前受金	9,758	5,710	--
未払給料	0	0	--
未払利息	0	0	--
未払配当金	0	0	--
未払税金	25	-436	--
その他未渡金	100	129	--
その他未払金	1,707	1,192	1,252
未払費用	0	0	--
一年内満期の長期負債	0	0	--
その他流動負債	0	0	--
流動負債合計	132,545	57,645	63,862
長期借入金	1,580	1,580	0
長期末払金	0	0	0
指定項目未払金	0	0	0
延期収益	0	0	0
長期負債合計	1,580	1,580	0
負債合計	134,125	59,225	63,862
少数株主権益	0	0	0
払込資本金	5,000	5,000	5,000
内訳：中方投資	--	--	--
外方投資	--	--	--
資本剰余金	0	0	--
利益剰余金	940	940	--
内訳：法定公益金	--	--	--
未処分利益	-5,775	-6,178	--
外幣諸表換算差額	0	0	--
所有者権益合計	165	-238	-622
負債及び所有者権益合計	134,290	58,987	63,240

・ 3.2 損益計算書

(単位：千元)

	12/31/2011	12/31/2012	12/31/2013
主な営業収益	448,615	339,270	332,224
減：主な営業原価	419,165	325,960	--
主な営業利益	29,450	13,310	--
加：その他の業務利益	0	0	--
減：製品販売税金	4	10	--
営業費用	8,118	8,471	--
管理費用	8,264	6,347	--
財務費用	13,172	-1,481	--
資産原価損失	0	0	--
加：投資収益	0	0	--
公正価値変動 損益	0	0	--
営業利益	-108	-37	--
加：営業外収益	0	6	--
減：営業外支出	8	372	--
利益総額	-116	-403	-384
減：所得税	0	0	0
純利益	-116	-403	-384

・ 3.3 財務指標

主な財務比率	2011 年	2012 年	2013 年	業界平均レベル
債務返済能力				
①流動比率	98.89%	97.63%	97.62%	79.00%
②当座比率	98.88%	92.08%	97.40%	--
③自己資本比率	0.12%	-0.40%	-0.98%	26.00%
④借入金比率	12.83%	16.03%	--	--
収益能力				
⑤販売粗利益率	6.56%	3.92%	--	3.20%

⑥税引き後利益率	-0.03%	-0.12%	-0.12%	1.42%
⑦総資産収益率	-0.09%	-0.68%	-0.61%	1.56%
⑧純資産収益率	-70.30%	--	--	6.00%
経営能力				
⑨売上債権回転期間	1.57 ヶ月	0.73 ヶ月	--	1.30 ヶ月
⑩仕入債務回転期間	3.02 ヶ月	1.59 ヶ月	--	--
⑪棚卸資産回転期間	0.00 ヶ月	0.12 ヶ月	--	1.35 ヶ月
⑫総資産回転率	3.34	5.75	5.25	1.10

注：業界平均レベルについては、国務院作成の《企業業績の評価の基準 2013》から引用

①=流動資産/流動負債

②=（流動資産-棚卸資産）/流動負債

③=所有者權益/総資産

④=（短期借入金+長期借入金）/総負債

⑤=売上総利益/売上高

⑥=純利益/売上高

⑦=純利益/総資産

⑧=純利益/所有者權益

⑨=売掛金/1月あたりの売上高

⑩=未払金/1月あたりの売上原価

⑪=棚卸資産/1月あたりの売上原価

⑫=売上高/総資産

4. その他

AICでの登録情報等によると、法人名義で台州市工商银行において口座あり

2003 年、商標権侵害の疑いで民事訴追された記録あり²

5. 調査結果総括

- ・ 主な経営内容は通関代行、国際貿易
- ・ 売上や従業員数等を鑑みれば、比較的規模の大きい業者にあたる
- ・ 取扱製品は多岐（プラスチック製品、金物製品、日用雑貨品等）にわたっている
- ・ 6 千万元程度の流動資産を有しているが、一昨年と比べると半減しており、また、純利益も赤字が続いているため、経営状況が極めて良好ということはないと考えられる
- ・ また、従前の訴訟記録に鑑みれば、「蛇口」製品について、商標権侵害を根拠として中国企業から訴えられた記録もあり、常習的に模倣行為に及んでいる可能性もある

⇒

積極的に訴訟検討すべき

- ・ すでに行政処罰決定が下されており、特段の事情がない限り、勝訴の確率が高い
- ・ 輸出製品の数量だけを鑑みれば、侵害の規模は事例の中では大きい部類に入り、提訴した場合、一定程度の賠償金が判決で得られる見込みがあるため、費用対効果を期待できる
- ・ 常習的に模倣行為を常習的に及んでいる可能性もあるため、抑止力を強めるべき必要性あり
- ・ 対象業者について先の基準に照らせば、一概に明らかに回収可能性が高いとまではいえないが、3 年以上にわたり 6,000 万元～1 億元以上の売上があり、従業員等の規模に鑑みても、組織変更、財産隠匿等をしにくい可能性もあるため、回収可能性もそれなりに見込まれる
- ・ 今年 5 月で時効期間が経過するため早急に対応する必要あり

² <http://china.findlaw.cn/info/cpws/mscpws/> ●●

■ 宁波●●进出口有限公司

案件概要	差止通知日	2014-1-20
	処罰日	-
	差止税関	寧波税関
	差止税関所在地	浙江省寧波市
	差止製品	ベアリング
	使用商標	Koyo
	数量	6,700
	輸出入	輸出
訴訟要件	工商登録	○
	時効未成立	○
	差止措置通知書	○
	処罰決定書・通知書	×
	税関から証拠の取得見込み	○
検討事項	差止製品がデッドコピー	○
	差止製品価値が大きい	○
	再犯業者	×
	強制執行の有無	×
	裁判所が執行に応じる可能性	○
	転居、逃亡する可能性が低い	×
	企業規模が大きい	○
	資産状況が良好	○
	執行対象口座の有無	○
	その他の執行対象資産の有無	○

1. サマリー

・ 1.1 会社基本情報

会社名	宁波●●进出口有限公司
-----	-------------

所在地	宁波市海曙区
郵便番号	315010
電話番号	0574-●●●●●●
URL	http://●●.com/
設立	2004 年 4 月 15 日
資本金	10,000 千人民元
会社形態	その他の有限責任会社
主要業務	商品又は技術の輸出入の代理
輸出入権の有無	有
代表者	●●●
従業員数	約 30 人
売上高（2014 年 1～11 月）	459,801 千元
株主構成	・ 宁波●●投资有限公司 51% ・ ●●● 13.5% ・ ●●●等 12 人 計 35.5%
対外投資	以下の 2 社に出資 ①「宁波●●工贸有限公司」 ②「宁波●●有限公司」

・ 1.2 業績推移

（単位：千元）

	2011	2012	2013	11/30/2014
--	------	------	------	------------

資産総額	261,335	151,554	235,573	178,384
所有者權益	12,728	12,098	10,000	14,464
払込資本金	10,000	10,000	10,000	10,000
売上高	591,344	536,601	544,439	459,801
純利益	1,736	1,308	--	--

2. 工商登録情報

・2.1 登録情報

会社名	宁波●●进出口有限公司
所在地	宁波市海曙区
郵便番号	315010
登録日	2004 年4月15日
登録先当局	宁波市市场监督管理局
登録番号	330200●●●
会社形態	その他の有限責任会社
資本金	10,000 千人民元
法定代表者	●●●
経営範囲	・ 自営及び各種類の商品又は技術の輸出入の代理。ただし、国家より経営が制限され、又は輸出入が禁止される商品と技術は含まれない。 ・ 機械設備の貸し出し ・ 入札募集と入札の代理 ・ 金属材料、防腐材料、珪素材料、照明電気器具、ランプ類、電子製品、工芸品、金銀アクセサリー、時計、機械設備、化学工業の

	原材料及び製品、木材、木製品、服装、紡績品の卸売と小売
経営期限	2004 年4月15日～2024 年4月14日

・ 2.2 登録情報の変更

変更項目	当初	現在
一般経営項目	一般経営項目： ・ 自営及び各種類の商品又は技術の輸出入の代理。ただし、国家より経営が制限され、又は輸出入が禁止される商品と技術は含まれない。 ・ 機械設備の貸し出し ・ 入札募集と入札の代理 ・ 金属材料、防腐材料、珪素材料、照明電気器具、電子製品、工芸品、金銀アクセサリー、時計、機械設備、化学工業の原材料及び製品、木材、木製品、服装、紡績品の卸売と小売	一般経営項目： ・ 自営及び各種類の商品又は技術の輸出入の代理。ただし、国家より経営が制限され、又は輸出入が禁止される商品と技術は含まれない。 ・ 機械設備の貸し出し ・ 入札募集と入札の代理 ・ 金属材料、防腐材料、珪素材料、照明電気器具、ランプ類、電子製品、工芸品、金銀アクセサリー、時計、機械設備、化学工業の原材料及び製品、木材、木製品、服装、紡績品の卸売と小売
住所（経営場所、住所地）	・ 住所：海曙区 ・ 郵便番号：315010 ・ 電話：2788●● ・ 住所所在行政区：宁波市海曙区	・ 住所：宁波市海曙区 ・ 郵便番号：315010 ・ 電話：2788●● ・ 住所所在行政区：宁波市海曙区
法人代表者	●●●●	●●●●
登録番号	330200●●●	330200●●●
企業類型	有限責任公司（自然人投資又は控股）	その他の有限責任公司

※上記は当初及び現在最新の登録情報。

・2.3 株主情報

会社名	出資金額（千元）	出資割合	出資形態
宁波●●投资有限公司	5,100	51%	通貨
●●●	1,350	13.5%	通貨
●●●等12人の自然人	3,550	35.5%	通貨
（合計）	10,000	100%	—

3. 財務情報

・3.1 貸借対照表

（単位：千元）

資産	12/31/2011	12/31/2012	12/31/2013	11/30/2014
現預金	7,908	21,649	--	--
短期投資	0	0	--	--
受取手形	0	0	--	--
売掛金	99,580	41,227	--	--
他の未収金	3,276	3,889	--	--
前渡金	102,760	49,308	--	--
未収補助金	34,811	30,720	--	--
未収輸出返却税	0	0	--	--
棚卸資産	8,524	947	--	--
内訳：原材料	--	--	--	--
製品	--	--	--	--
その他流動資産	477	188	--	--
流動資産合計	257,336	147,928	230,895	173,718
販売可能金融資産	0	0	--	--
満期日到来所有資産	0	0	--	--
長期株権投資	3,818	3,575	--	--
長期債券投資	0	0	--	--
投資用不動産	0	0	--	--
固定資産原価	866	849	907	907
減：減価償却累計額	812	798	838	846

固定資産純価値	54	51	69	61
減：固定資産減価準備	0	0	0	0
固定資産純額	54	51	69	61
工程物資	0	0	0	0
建設仮勘定	0	0	0	0
固定資産清算	0	0	0	0
処理待ち固定資産純損失	0	0	0	0
固定資産合計	54	51	69	61
無形資産	127	0	--	--
長期繰延費用	0	0	--	--
延期所得税資産	0	0	--	--
他の長期資産	0	0	--	--
非流動資産合計	3,999	3,626	4,678	4,666
資産合計	261,335	151,554	235,573	178,384

負債と所有者権益	12/31/2011	12/31/2012	12/31/2013	11/30/2014
短期借入金	11,009	31,405	--	--
支払手形	0	0	--	--
未払金	144,470	81,211	--	--
前受金	90,894	26,474	--	--
未払給料	0	0	--	--
未払利息	0	0	--	--
未払配当金	0	0	--	--
未払税金	-1,526	-276	--	--
その他未渡金	73	28	--	--
その他未払金	3,509	192	--	--
未払費用	178	422	--	--
一年内満期の長期負債	0	0	--	--
その他流動負債	0	0	--	--
流動負債合計	248,607	139,456	221,946	--
長期借入金	0	0	--	--

長期未払金	0	0	--	--
指定項目未払金	0	0	--	--
延期収益	0	0	--	--
長期負債合計	0	0	--	--
負債合計	248,607	139,456	225,573	163,920
少数株主権益	0	0	0	0
払込資本金	10,000	10,000	10,000	10,000
内訳：中方投資	--	--	--	--
外方投資	--	--	--	--
資本剰余金	0	0	--	--
利益剰余金	861	723	--	--
内訳：法定公益金	--	--	--	--
未処分利益	1,867	1,375	--	--
外幣諸表換算差額	0	0	--	--
所有者権益合計	12,728	12,098	10,000	14,464
負債及び所有者権益合計	261,335	151,554	235,573	178,384

・ 3.2 損益計算書

(単位：千元)

	12/31/2011	12/31/2012	12/31/2013	11/30/2014
主な営業収益	591,344	536,601	544,439	459,801
減：主な営業原価	561,826	509,437	521,796	430,804
主な営業利益	29,518	27,164	22,643	28,997
加：その他の業務利益	242	490	77	0
減：製品販売税金	0	30	68	97
営業費用	26,497	22,691	18,906	20,338
管理費用	2,879	3,237	2,864	2,191
財務費用	-1,319	-104	400	5,981
資産原価損失	0	0	0	0
加：投資収益	243	-17	0	0
公正価値変動損	0	0	0	0

益				
営業利益	1,946	1,783	482	390
加：営業外収益	733	259	--	--
減：営業外支出	296	168	--	--
利益総額	2,383	1,874	227	1
減：所得税	647	566	--	--
純利益	1,736	1,308	--	--

・ 3.3 財務指標

主な財務比率	2011 年	2012 年	2013 年	業界平均レベル
債務返済能力				
①流動比率	103.51%	106.08%	104.03%	89.00%
②当座比率	100.08%	105.40%	--	--
③自己資本比率	4.87%	7.98%	4.24%	25.00%
④借入金比率	4.43%	22.52%	--	--
収益能力				
⑤販売粗利益率	4.99%	5.06%	4.16%	3.20%
⑥税引き後利益率	0.29%	0.24%	--	1.06%
⑦総資産収益率	0.66%	0.86%	--	1.90%
⑧純資産収益率	13.64%	10.81%	--	7.60%
経営能力				
⑨売上債権回転期間	2.02 ヶ月	0.92 ヶ月	--	0.98 ヶ月
⑩仕入債務回転期間	3.09 ヶ月	1.91 ヶ月	--	--
⑪棚卸資産回転期間	0.18 ヶ月	0.02 ヶ月	--	1.26 ヶ月
⑫総資産回転率	2.26	3.54	2.31	1.80

注：業界平均レベルについては、国務院作成の《企業業績の評価の基準 2013》から引用

①=流動資産/流動負債

②=（流動資産-棚卸資産）/流動負債

③=所有者權益/総資産

④=（短期借入金+長期借入金）/総負債

⑤=売上総利益/売上高

⑥=純利益/売上高

⑦=純利益/総資産

⑧=純利益/所有者権益

⑨=売掛金/1月あたりの売上高

⑩=未払金/1月あたりの売上原価

⑪=棚卸資産/1月あたりの売上原価

⑫=売上高/総資産

4. その他

AICでの登録情報によると、以下の銀行において、法人名義で口座を有している。

- ・浦発市支行
- ・中行市支行

以下の訴訟記録あり。

<被告として>

2010年、以下のとおり、2回にわたって民事裁判で判決を受けているが、案件内容は不明。

①案件番号：(2010)浙甬执民字第●●号

②案件番号：(2010)浙执民字第●●号

<原告として>

2014年、債務不履行について、民事訴訟を実施³。

5. 調査結果総括

- ・主な事業内容は通関代行、国際貿易
- ・その他の業務（機械設備の貸し出し、入札募集と入札の代理等）も行っている
- ・売上や従業員数等を鑑みれば、比較的規模の大きい業者にあたる
- ・取扱製品は多岐（金属材料、化学材料、照明器具、電子製品等）にわたっている
- ・1億元以上の資産を有する点、連続して黒字が続いている点等に鑑みれば、経営状況は比較的良好といえる

³http://www.court.gov.cn/zgcpwsw/zj/zjsnbszjrmfy/nbsyzqrmfy/ms/201412/t20141219_●●.htm

- ・ 訴訟提起された記録あるが詳細は不明
- ・ 本調査において収集した事例中だけでも 2 回の差止めを受けている

⇒

積極的に訴訟検討すべき

- ・ 輸出製品の数量だけを鑑みれば、侵害の規模は事例の中では比較的大きい部類に入り、提訴した場合、一定程度の賠償金が判決で得られる見込みがあるため、費用対効果を期待できる
- ・ 本調査の中だけでも 2 度にわたって差止めを受けているなど、常習的に模倣行為に及んでいる可能性もあり、抑止力を高める必要性あり
- ・ 業者の経営状況は比較的良好であり、賠償金を回収できる確率も低くなく、場合によっては和解等で賠償金や保証書等をとるなどの対応可能性もある

■邢台市●●貿易有限公司

案件概要	差止通知日	2014-5-5
	処罰日	-
	差止税関	青島税関
	差止税関所在地	山東省青島市
	差止製品	ベアリング
	使用商標	NSK
	数量	360
	輸出入	輸出
訴訟要件	工商登録	○
	時効未成立	○
	差止措置通知書	○
	処罰決定書・通知書	×
	税関から証拠の取得見込み	○
検討事項	差止製品がデッドコピー	○
	差止製品価値が大きい	○
	再犯業者	×
	強制執行の有無	×
	裁判所が執行に応じる可能性	○
	転居、逃亡する可能性	×
	企業規模が大きい	○
	資産状況が良好	○
	執行対象口座の有無	不明
	その他の執行対象資産の有無	○

1. サマリー

・1.1 会社基本情報

会社名	邢台市●●貿易有限公司
-----	-------------

所在地	河北省邢台市
郵便番号	不明
電話番号	不明
URL	http://www. ●●
設立	2012 年4月24日
資本金	1,000 千人民元
会社形態	有限責任公司（自然人投資又は控股）
主要業務	機械設備及び部品の販売と輸出入業
輸出入権の有無	有
代表者	●●●
従業員数	不明
売上高（2013 年 1～12 月）	不明
株主構成	・ ●●● : 60% ・ ●●● : 40%
対外投資	無

・ 1.2 業績推移

（単位：千元）

	2012 年
--	--------

資産総額	1,001
所有者権益	1,001
払込資本金	1,000
売上高	259
純利益	1

2. 工商登録情報

・2.1 登録情報

会社名	邢台市●●貿易有限公司
所在地	河北省邢台市
郵便番号	不明
登録日	2012 年4月24日
登録先当局	桥东区工商局
登録番号	1305●●
会社形態	有限責任公司（自然人投資又は控股）
資本金	1,000 千人民元
法定代表者	●●●
経営範囲	ゴム、ゴム製品、ポリエチレン製品、ポリウレタン製品、金属部品、ベアリング、オイルシール、密封件、自動車やオートバイ部品、通用機械設備及び部品の販売と輸出入業務（法律、行政法規、国务院より禁止される経営項目を除き、経営が制限される項目は許可を得た後で経営できる）。
経営期限	2012 年4月24日～2032 年4月23日

・2.2 登録情報の変更

変更項目	当初	現在
-	-	-

※上記は当初及び現在最新の登録情報。

・2.3 株主情報

会社名	出資金額（千元）	出資割合	出資形態
● ● ●	600	60%	貨幣
● ● ●	400	40%	貨幣
（合計）	1,000	100%	貨幣

3. 財務情報

・3.1 貸借対照表

（単位：千元）

資産	12/31/2012
現預金	268
短期投資	0
受取手形	0
売掛金	195
他の未収金	0
前渡金	0
未収補助金	0
未収輸出返却税	0
棚卸資産	505
内訳：原材料	--
製品	--
その他流動資産	0
流動資産合計	968

販売可能金融資産	0
満期日到来所有資産	0
長期株権投資	0
長期債券投資	0
投資用不動産	0
固定資産原価	--
減：減価償却累計額	--
固定資産純価値	--
減：固定資産減価準備	--
固定資産純額	33
工程物資	0
建設仮勘定	0
固定資産清算	0
処理待ち固定資産純損失	0
固定資産合計	33
無形資産	0
長期繰延費用	0
延期所得税資産	0
他の長期資産	0
非流動資産合計	33
資産合計	1,001
負債と所有者権益	12/31/2012
短期借入金	0
支払手形	0
未払金	1
前受金	0
未払給料	0
未払利息	0
未払配当金	0
未払税金	-4
その他未渡金	0
その他未払金	3
未払費用	0
一年内満期の長期負債	0
その他流動負債	0

流動負債合計	0
長期借入金	0
長期未払金	0
指定項目未払金	0
延期収益	0
長期負債合計	0
負債合計	0. 335
少数株主権益	0
払込資本金	1, 000
内訳：中方投資	--
外方投資	--
資本剰余金	0
利益剰余金	0
内訳： 法定公益金	0
未処分利益	1
外幣諸表換算差額	0
所有者権益合計	1, 001
負債及び所有者権益合計	1, 001

・ 3.2 損益計算書

(単位：千元)

	12/31/2012
主な営業収益	259
減：主な営業原価	220
主な営業利益	39
加：その他の業務利益	0
減：製品販売税金	0
営業費用	24
管理費用	13
財務費用	1
資産原価損失	0
加：投資収益	0

公正価値変動損益	0
営業利益	1
加：営業外収益	0
減：営業外支出	0
利益総額	1
減：所得税	0
純利益	1

・ 3.3 財務指標

主な財務比率	2012 年	業界平均レベル
債務返済能力		
①流動比率	--	89.00%
②当座比率	--	--
③自己資本比率	100.00%	25.00%
④借入金比率	--	--
収益能力		
⑤販売粗利益率	15.06%	4.20%
⑥税引き後利益率	0.39%	0.91%
⑦総資産収益率	0.10%	2.00%
⑧純資産収益率	0.10%	8.00%
経営能力		
⑨売上債権回転期間	9.03 ヶ月	0.91 ヶ月
⑩仕入債務回転期間	0.05 ヶ月	--
⑪棚卸資産回転期間	27.55 ヶ月	0.99 ヶ月
⑫総資産回転率	0.26	2.20

注：業界平均レベルについては、国務院作成の《企業業績の評価の基準 2013》から引用

①=流動資産/流動負債

②=（流動資産-棚卸資産）/流動負債

③=所有者權益/総資産

④=（短期借入金+長期借入金）/総負債

⑤=売上総利益/売上高

- ⑥=純利益/売上高
- ⑦=純利益/総資産
- ⑧=純利益/所有者権益
- ⑨=売掛金/1月あたりの売上高
- ⑩=未払金/1月あたりの売上原価
- ⑪=棚卸資産/1月あたりの売上原価
- ⑫=売上高/総資産

4. その他

なし

5. 調査結果総括

- ・ 主な事業内容は通関代行、貿易
- ・ 売上規模等に鑑みれば小規模な業者にあたる
- ・ 主要取扱製品はゴム製品、ベアリング、自動車部品等
- ・ 実際の経営状況は不透明

⇒

積極的に訴訟検討する必要はない

- ・ 訴訟できる要件は満たしており、問題なく提訴することは可能であるが、輸出した製品の数量だけを鑑みれば、案件価値は大きくないため、賠償金によって与えられる圧力も限られてしまうおそれがある
- ・ 対象業者の経営状況を鑑みれば、賠償金回収が困難となる、場合によっては逃亡するなどのリスクあり

五. 税関差止～訴訟までの流れ、留意点

1. 差止～訴訟までの流れ

<税関差止>

まずは税関総署において権利を登録する手続きをとる必要があり、通常の場合、約 2 ヶ月程度で同手続きは完了することが多く、これにより、税関による差止体制が構築されることとなる。

その後、税関側にて模倣品と思われる製品を発見した場合、税関代理人に対してメールやファックス等で連絡がなされることとなり、同連絡受領日の翌日から 3 営業日以内に真贋判定を実施する必要がある、模倣品であった場合、税関代理人を経由して税関に対し差止申請を行い、あわせて担保金を支払い、これを受けて税関は当該製品を差し止めることとなる。

また、差止後、一定期間（1 年～2 年程度）経過後、税関は輸出業者に対して処罰を科し、差止した模倣品も没収、廃棄されることになる。

<適正調査>

前述のとおり、差止を実施した案件全てについて損害賠償請求訴訟を提起することは妥当ではなく、まず、この妥当性を検討するためのスクリーニングという意味で、適正調査を実施すべきである。

ここで、適正調査を実施した結果、訴訟提起に馴染まない場合は、調査にかかる時間と費用が無駄になってしまうため、かかる適正調査の内容は妥当性を検討するための必要最小限のものであることが望ましい。そのため、この段階では、大きな工数をかけずに調べられる事項で、かつ、調べた結果明らかに訴訟に馴染まない点を確認できるという意味で、まず以下の 3 項目を調査する。

- (1) 必要証拠の確認
- (2) 工商登録情報の確認
- (3) 時効の確認

この点、かかる適正調査は権利者企業自らもなし得るとされる他、外部の調査会社に委託する場合であっても概ね 2,000 元前後、1 週間程度で調査できるものと思われるため、これらを目安にされたい。

＜詳細調査＞

基本調査において、（１）必要証拠が揃っている、あるいは揃うことが見込まれる、（２）工商登録情報を確認し、未登録の業者であったり、既に経営期限を徒過している業者であったりするといった事情がない、（３）時効期間を徒過していない、といった点が確認される場合は、訴訟提起に支障がないため、更に詳細調査を実施する。具体的には、訴訟提起に実効性があるか否かを確認、検討するべく、以下の項目を調査する。

（４） 勝訴見込みの検討

（５） 回収可能性の検討

勝訴見込みの検討には、当該管轄における実務の運用や侵害の成否等、経験のある弁護士の見解が必要となると思われ、また、回収可能性については同様に弁護士の見解のほか、相手方の企業規模や資力の有無等の調査が必要となると考えられる。

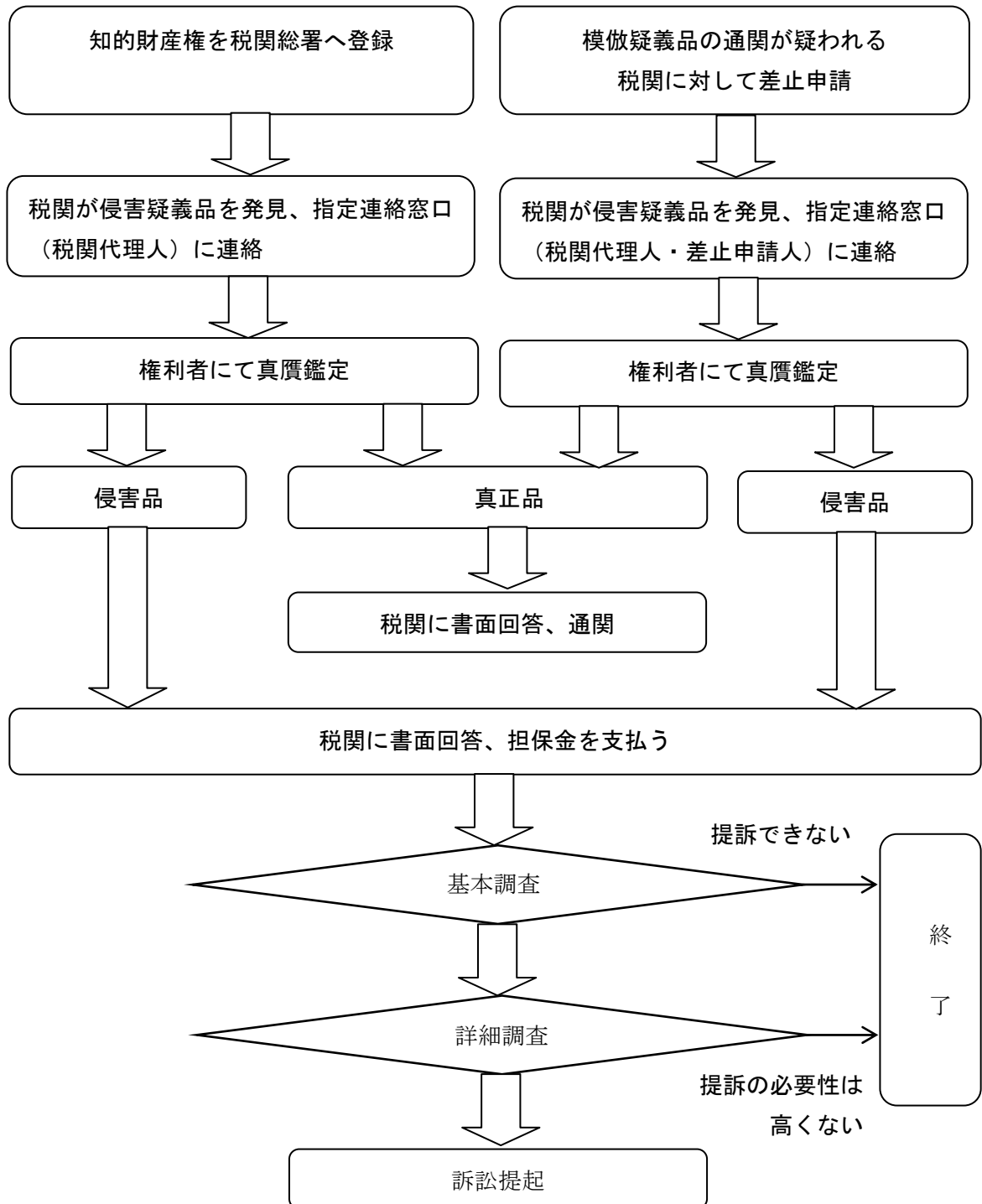
この点、かかる詳細調査は、ワンストップで対応できる場合には、数千元～1 万元程度、2～4 週間程度で調査可能かと思われるが、これをワンストップで対応できないような場合にはもっと高額になる可能性があり、これらを目安にされたい。

＜訴訟提起＞

詳細調査において、（４）勝訴可能性も見込まれ、（５）回収可能性も見込まれる場合には、基本的に損害賠償請求訴訟を提起してよいと考えられる。

この点、ケース・バイ・ケースではあるが、訴訟にかかる時間、費用については、概ね半年～1 年程度、弁護士費用は数万元程度が目安になるかと思われる。なお、賠償金＞弁護士費用となれば、権利者企業にとって持ち出しなく対応が可能となる点で有益であるため、これに努めるべきであるほか、侵害事実が明らかであるような事案が場合によっては完全成功報酬で代理する弁護士事務所もあり得るため、これらの点にも留意すべきである。

〈フロー図〉



〈費用、所要見込期間等一覧〉

#	項目	費用（目安）	所要見込期間（目安）
1	税関登録	実費 1,000 元程度	2 ヶ月程度
2	税関差止	8,000 元程度	1～2 年程度
3	基本調査	2,000 元程度	1 週間程度
4	詳細調査	数千～1 万元程度	2～4 週間程度
5	民事訴訟	数万限定度	半年～1 年

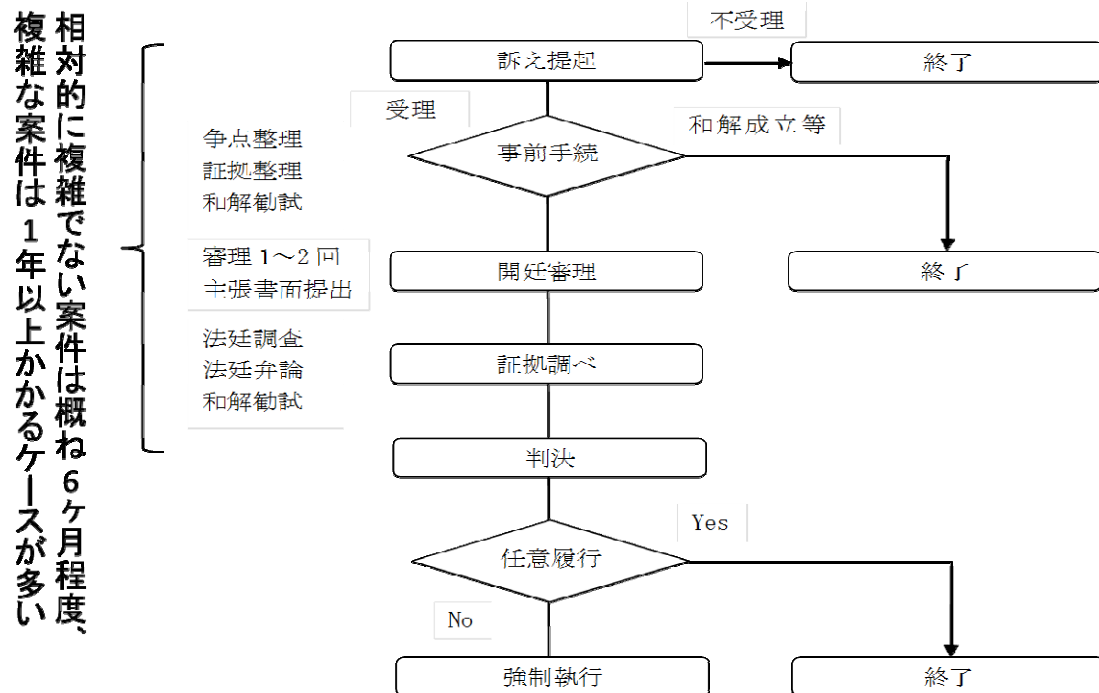
2. 留意点

(1) 日中間の相違

訴訟提起の際は、管轄の選択、証拠の収集、訴訟提起後の流れを踏まえた事前準備等が必要となり、日本の訴訟手続と比較して異なる点も少なくないので留意が必要である。

裁判所の訴訟指揮によりケース・バイ・ケースではあるが、訴訟提起後の流れは概ね以下のとおりであり、日本に比して異なる点も多く、特に、判決までのスピードや厳格な証拠提出期限の設定等の違いに十分に注意する必要がある。

【訴訟提起後の流れ】



(2) 管轄

輸出業者の所在地にある「人民法院」、税関差止地の管轄である「人民法院」のいずれかに対しても提訴可能ですが、なるべく、地方保護主義、執行妨害等のおそれが少ない方を選択すべきと考えられる。

(3) 賠償金

税関差止案件にかかわらず、一般論として、損害額の算定は困難であることが多く、そのため、例えば、法定賠償金額（300 万円）の上限金額を訴求することが考えられる。また、裁判所より認定される法定賠償金額を高めるために、侵害品数量が多い点、侵害期間が長い点、再犯である点、被侵害商標の知名度が高い点等を主張、立証することが有益であり、そのため、例えば以下の証拠資料を提出することが有用である。

項目	証拠資料例
侵害数量、侵害期間、再犯	販売記録、その他数量が記載された資料（宣伝・広告、報道等）、過去の処罰決定書・押収品リスト・判決・公証書等
商標の知名度	馳名商標裁定書等、業界ランキング（ビジネス誌、業界団体発行証明書等）、広告・販売実績、展示会出展実績、各種受賞実績等

(4) OEM 問題

前述のとおり、中国内で一切流通がなく、輸出業者も OEM 委託者の権利証書等を確認しており十分な注意義務を果たしているといった事情がある場合には、商標権侵害が成立しないこととされるリスクがある。もっとも、このような場合には、そもそも税関差止時に、輸出業者（被差止人）より税関に対してそのような反論がなされ、税関が輸出業者の言い分に十分な理由があると判断する場合には差止め自体がなされない可能性もあり、このような問題がうかがわれる場合には、税関による処分をまって提訴の是非を検討することで、リスクを低減できる。

(5) 必要書類

詳細はケース・バイ・ケースであるが、一般的な必要書類は以下のとおりである。

書類	立証趣旨等	原本／ 写し	公証の 要否
原告現在事項全部証明書	必要書類	原本	要
原告法定代表者身分証明書	必要書類	原本	要

訴訟委任状	必要書類	原本	要
被告工商登録情報	必要書類	写し	不要
商標登録書	権利	原本	不要
差止措置通知書	侵害事実	写し	不要
処罰決定書・通知書	侵害事実	写し	不要
報関単	侵害事実	写し	不要
差止製品の写真	侵害事実	写し	不要
鑑定証	侵害事実	原本	要
価格証明	侵害事実	原本	要
差止製品の真正品サンプル	侵害事実	原本	不明
原告会社説明資料	中国における知名度	原本	不要
広告宣伝状況	中国における知名度	原本	不要

（６） 商標法改正の影響

民事訴訟における損害賠償金額の算定に関して、旧法では、権利者が受けた損失、或いは、侵害者が得た利益を賠償金額とする旨が規定されているが、新法では、まず、①権利者が受けた損失、これが確定できない場合、②侵害者が得た利益、これが確定できない場合、③商標使用許諾費の倍数を参考に算出する旨が規定された。商標使用許諾費をベースに損害賠償金額を算定できるようになった点は評価しうるが、少なくとも文言上は、権利者企業としては、かかる①ないし③の算定基準を自由に選択できなくなり、たとえば、②の算定基準で損害賠償金額を主張・立証したい場合、①の算定基準によって算定できないことの主張・立証を求められる可能性が出てきてしまっており、この場合、権利者企業の立証の負担を増加させることになる。模倣品の製造・販売によって、権利者企業の損害を正確に算定することは一般的に困難であり、現状の実務においても、模倣業者の利益ベースでこれを算定しようとする人が多いのが現状でもあるので、今後の司法実務、司法解釈等を通じて、この点が過大な負担にならないように運用されていくことが強く期待され、この点につき引き続き留意する必要がある。なお、調査報告時点で、複数の現役裁判官が、本条項の運用について、記

事や講演等を通じてコメントしているのを把握しているが、この点については、従来と運用は変わらず、権利者にて損害賠償金算定基準を自由に選定できる、との意見が大勢であり、そうだとすればこの点は大きな障害とはならない。

また、新法では、悪意な商標権侵害事案で情状が重大な場合、前述の各算定方法により認定された損害賠償金額の1～3倍の額を賠償金額とすることが可能となっており（いわゆる「懲罰賠償制度」）、権利者企業においては、悪質な再犯事案等では、民事訴訟の活用をより積極的に検討すべきと考えられる。もっとも、本制度の適用対象は、前述の賠償金額の算定方式により、賠償金額が確定された場合に限定され、後述の法定賠償制度により、確定された賠償金額については、悪情状は同金額の算定の際に適宜、勘案されるものの、ストレートに本制度が適用されるものではないと思料されるため留意が必要である。

また、新法では、①権利者が賠償金額の立証に尽力したが、②侵害者が、侵害行為に関連する帳簿・資料を主に保有していて、これを十分に立証できない場合、人民法院は、対象帳簿・資料を提出するよう、被告に命令できるとされ、被告がこれを提出しない、虚偽の帳簿を提出する場合には、権利者の主張、権利者から提供された証拠を参考に賠償金額を認定できる旨、規定された。この点、賠償金額を立証する場合、前述のとおり、模倣業者の利益金額基準にてこれを立証しようとする人が多いが、この立証のため、模倣業者が保有する、模倣品の売上、利益金額が記録された会計帳簿、資料が、重要な証拠となることが多いが、実務上、権利者企業にてこれを取得することは容易ではなく、また虚偽の帳簿等が出てくることもあり得るが、この活用に関する実務の運用、動向に留意しつつ、有益と判断される場合には積極的に活用することも検討に値すると考えられる。

また、中国では、賠償金額算定に当たり、前述の各基準によってこれが算定できない場合には、裁判所が、侵害行為の情状に応じて、その裁量において賠償金額を確定できることとなっている（いわゆる「法定賠償制度」）。実務上は、非常に多くの知的財産権侵害訴訟において、法定賠償によって賠償金額が算定されており⁴、不合理に低額な金額に抑えられる事案もあるなど、この点は、権利者企業、学者等から批判も多いところではあるが、最近、特に、沿岸部の知的財産権訴訟の審理経験が多い裁判所を中心に、法定賠償による場合でも、証拠に基づき認定しようとする姿勢が強まってきており、賠償金額自体も高額化の傾向にある。かかる次第で、民事訴訟実務上は非常に重要な法定賠償制度であるが、旧法では上限金額が50万元と規定されているところ、新法では同金額が300万元と大幅に引き上げられた。

⁴ 2013年「中南財經政法大学知的財産権研究センター報告書」によると、2008年以降の全国の知的財産権侵害訴訟において法定賠償に依り賠償金額が認定された判決例の比率は、商標権侵害訴訟の場合、97.63%であるとされている。

個々の裁判官が法定賠償に依って、賠償金額を認定する際、上限金額を勘案しつつ、対象案件の賠償金額を認定する、というプロセスを取ることが多く、その意味で上限金額の上昇は個々の案件における賠償金額の上昇につながるものと言える。もっとも、現時点で、実務の実態を把握できるほどの事例の集積がなく、この点は、今後の裁判例の集積、分析等が待たれる。

六．調査結果総括

本調査は、税関差止後の損害賠償請求訴訟の意義、対応方法を報告するものであるが、中国発の模倣品が中国外に広く拡散してしまっており、かかる模倣品の輸出の抑制がグローバルに被害の抑制につながりうる点、現状の税関による差止めのみでは抑止効果に限界があり可能な限り抑止力を高めるべきである点、本件損害賠償請求がうまくいく場合には賠償金を取得できこれを模倣対策費用に充当することで権利者企業として費用をかけずに取れる対策となる可能性を秘めている点で、税関差止後の損害賠償請求訴訟を積極的に検討してよいと考える。

もっとも、模倣品輸出業者の企業規模や資力の有無によっては、無駄な訴訟となってしまうリスクがあるほか、OEM生産である点をもってそもそも商標権侵害ではないとされるケースも有り得るため、これらのリスクの有無、多寡等を見極めた上で訴訟提起の是非を検討すべき点に留意が必要である。

また、前述のとおり、差止→調査→訴訟提起の流れとなると考えられるが、これらをワンストップで対応できる税関代理人を選定することがもっともスムーズであり、税関代理人の選定時においてもこれらを留意することが望ましい。

以上

[経済産業省委託事業]

模倣ベアリングを中心とした中国税関差止案件の民事訴訟に関する調査

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

T E L : 021-6270-0489

F A X : 021-6270-0499

2015年2月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が2015年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。